

主 文

- 1 被告は、原告Aに対し、165万円及びこれに対する令和4年11月19日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。
- 2 被告は、原告Bに対し、165万円及びこれに対する令和4年11月19日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。
- 3 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 4 訴訟費用は、これを10分し、その9を原告らの負担とし、その余を被告の負担とする。
- 5 この判決は、第1項及び第2項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

- 1 被告は、原告Aに対し、1100万円及びこれに対する令和4年11月19日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。
- 2 被告は、原告Aに対し、514万6900円及びこれに対する令和4年11月19日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。
- 3 被告は、原告Bに対し、1100万円及びこれに対する令和4年11月19日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。
- 4 被告は、原告Bに対し、514万6900円及びこれに対する令和4年11月19日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。
- 5 被告は、原告らに対し、別紙謝罪文目録3記載の謝罪文を、同目録記載の条件で掲載せよ。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、亡C（以下「C」という。）の両親である原告らが、学校法人である被告に対し、①被告が設置及び運営する中学校及び高等学校の生徒であったCは、同級生からのいじめを苦にして自殺したと主張して、在学契約上の安全配

慮義務（いじめ早期発見体制構築義務及びいじめへの適正対処義務）違反を理由に、Cから相続した債務不履行による損害賠償請求権に基づき、各1100万円の慰謝料等及びこれに対する訴状送達日の翌日から支払済みまで民法所定の年3%の割合による遅延損害金の各支払を求め（請求1及び3）、②C死亡後の事後対応において、被告には、特別な社会的接触関係に基づく原告ら遺族の心情に対する配慮義務（調査報告義務、誠実対応義務等）違反があったと主張して、債務不履行を理由に、各514万6900円の慰謝料等及びこれに対する訴状送達日の翌日から支払済みまで民法所定の年3%の割合による遅延損害金の各支払を求めるとともに（請求2及び4）、③Cの死亡後、Cに対するいじめ行為が認定された第三者委員会による調査結果の受入れを被告が拒んでいること等の被告による前記②の注意義務違反は、死者であるCの名誉を毀損するとともに、原告らに対する不法行為等を構成するものであるから、民法723条の類推適用により、その遺族にも名誉回復措置請求権が付与されるべきであると主張して、謝罪文の掲載を求める（請求5）事案である。

2 関係法令

本件の関係法令は、別紙関係法令の定めのとおりである。

3 前提事実（争いのない事実並びに後掲各証拠〔各枝番号省略〕及び弁論の全趣旨により容易に認定できる事実）

(1) 当事者等

ア 原告Aと原告Bは、Cの両親である。

イ 被告は、中高一貫校であるD中学校（以下「D中学」という。）及びD高等学校（以下「D高校」といい、D中学と併せて「本件学校」という。）を設置及び運営する学校法人である。

ウ E（以下「E教頭」という。）は、平成23年4月から平成30年3月まで、D高校の教頭の職にあった者である。

エ F（以下「F教諭」という。）は、Cが在籍していたD中学2年及び3年

当時のクラスの学級担任であった者である。

オ G（以下「G教諭」という。）は、Cが在籍していたD高校1年及び2年
当時のクラスの学級担任であった者である。

（以上につき、争いがない、甲1、2、乙76～78）

5 (2) Cの本件学校への進学、Cの自死

ア Cは、平成25年4月、D中学に入学した。

所属クラスは、中学1年ないし3年いずれもS1クラスであった。

イ Cは、平成28年4月、D高校に入学した。

所属クラスは、高校1年及び2年ともにS3クラスであった。

10 ウ Cは、平成29年4月20日、長崎市内の公園にある木の枝に自らロー
プをかけて縊死（以下「本件自死」という。）した。

（以上につき、弁論の全趣旨、甲2、28、30、34、乙46、47）

(3) 本件各遺書並びに本件各ノート及び本件各メモの発見経緯

ア 本件各遺書

15 Cが本件自死した平成29年4月20日、Cが本件自死時に身に着けて
いたバッグの中から、いずれも遺書と思しき次の各メモが発見された。

(ア) 「死因 いじめなどでは決していない ただ自己嫌悪、自暴自棄。」との
書き出しで始まるメモ（甲23。以下「本件遺書1」という。）

(イ) 「この世に神様なんて存在しない。」との書き出しで始まるメモ（甲2
20 4。以下「本件遺書2」という。）

(ウ) 「第1発見者へ もし見つけたらけいさつ（警察）を呼ぶとき、もし
できるならサイレンなしとかにしてマスコミにかぎつかれないようにし
て」との書き出しで始まるメモ（甲25。以下「本件遺書3」といい、
本件遺書1～3を併せて「本件各遺書」という。）

25 イ 本件各メモ

平成29年4月20日に行われた捜索により、Cの部屋の中から、次の

各メモが発見された。

(ア) 「最近 勉強がダメすぎる件 (高1の時)」との書き出しで始まるメモ (甲26。以下「本件メモ1」という。)

(イ) 「3/23長崎雨 世間は森友学園の籠池の証人のやつとWBCで盛り上がりおわったころ 決めた。」との書き出しで始まるメモ (甲30。以下「本件メモ2」といい、本件メモ1及び2を併せて「本件各メモ」という。)

ウ 本件各ノート

平成29年5月初旬 (ゴールデンウィーク) 頃、自宅のCの部屋のたんす等の中から、次の各ノート及びノートの切れ端が発見された。

(ア) 「数学」との記載のある青色のC a m p u s のノート (甲27。以下「本件ノート1」という。)

(イ) ピンク色のC a m p u s のノート及び同ノートの切れ端 (甲28及び29。以下、甲29の切れ端を含め「本件ノート2」といい、本件ノート1及び2を併せて「本件各ノート」という。)

(以上につき、甲23～30、証人H、原告A)

(4) 被告による内部進学者等を対象としたアンケートの実施

被告は、平成29年5月9日、D高校の生徒のうち、D中学3年時にCと同クラスのS1クラスに在籍していたD中学からの内部進学生並びに高校1年及び2年時にCと同クラスであった生徒に限定して、Cの本件自死を公表するとともに、当該生徒らに対し、Cについて見聞きしたことを尋ねるアンケート (甲32。以下「本件被告アンケート」という。) を実施した。

(甲32、乙76)

(5) 被告による本件委員会の設置、本件委員会による各種調査、本件委員会による報告書の取りまとめ、本件報告書の内容等

ア 被告は、Cの本件自死を受けて、①いじめの有無・内容、②いじめと自

死との因果関係の存否、③学校側の対応（自死後の対応を含む）の問題点の検討、④再発防止策の検討を行うことを目的として、外部の弁護士等の委員５名で構成される第三者委員会（以下「本件委員会」という。）を設置した。

5 イ 本件委員会は、前記アの目的を達成するため、次の調査を行った。

(ア) 生徒に対する無記名アンケート

a 平成２９年１０月実施分（甲４７、乙４６。以下「本件生徒アンケート１」という。）

10 b 平成３０年１０月実施分（甲６３。以下「本件生徒アンケート２」といい、本件生徒アンケート１と併せて「本件各生徒アンケート」という。）

(イ) 生徒に対するヒアリング（甲４８～５５、乙４７。以下「本件生徒ヒアリング」という。）

15 (ウ) Cの中学１年～高校２年時の各担任及び各教科担当等の教師並びに管理職に対するヒアリング（甲５６、５７、５９～６１、乙４８。以下「本件教職員ヒアリング」という。）

(エ) Cの高校１年時の担任及び各教科担当の教師に対する記名アンケート（以下「本件教職員アンケート」という。）

(オ) 原告らとの面談

20 (カ) 本件各遺書、本件各メモ、本件各ノート等の関係各資料の精査

(乙１０、１１)

ウ 本件委員会は、平成３０年１１月１９日付けで調査報告書（以下「本件報告書」という。）を取りまとめた。

本件報告書の概要は、次のとおりである（甲３）。

25 (ア) いじめの有無・内容

Cに対しては、①中学３年時、クラスメイトによるCのお腹が鳴るこ

とに対するからかい、及び椅子の音などがした時にその音をCが出した
ものとしてからかいや「のどならし」をする行為、②複数の生徒による
Cが休み時間などに閉じ籠っていた下駄箱付近の掃除道具入れの小部屋
(以下「本件小部屋」という。)の扉を無理やり開けようとした行為、③
5 高校1年時にも、Cのお腹の音に結び付けたからかいや「のどならし」
といった行為があったと認められ、これらはいじめ行為に該当する。

(イ) いじめと自死との因果関係

Cの本件自死直前に自死と直結するようないじめの存在は見つからな
かったことや、本件遺書1には「死因 いじめなどでは決してない。た
10 だ、自己嫌悪、自暴自棄」などと記載されていることからすると、Cが
いじめだけを要因として自死に至ったと断定することまではできない。

ただ、中学3年時から高校進学後にかけて行われたいじめがCの自死
の主たる要因であることは間違いない。

Cは、友人たちにいじられることを恐れて心理的に孤独となり、お腹
15 の音や喉の音等に過敏な心理状態になっていたものであり、このこともC
の自死の要因であると考ええる。

さらに、Cは、高校進学後、教師からの理不尽な指導が大きなストレ
スとなるとともに、学習に対する悩みや焦りも抱えていた。本件各遺書
に「成績不振」という記載などがみられることからすると、これらの点
20 もCの自死の要因であると思われる。

以上のことから、Cの本件自死の要因を1つに特定することは困難で
あるが、本件委員会としては、少なくとも、中学3年時以来のいじめを
主たる要因としつつ、これに起因した心理的な孤独・音に対する過敏な
心理状態、教師からの理不尽な指導、学習に対する悩みや焦りなどが相
25 互に作用し合って自死に繋がっていったものと考ええる。

(ウ) Cの自死に至る過程についての学校側の対応の問題点

本件学校においては、①生徒のほとんどが認識していたCの本件小部屋における言動について、教師の誰も認識していなかったという生徒・教師間のコミュニケーション不足、②教師の生徒に対する観察力不足、③生徒・学園のいじめに対する認識不足、④いじめ対策委員会を中心とした本件学校の「いじめ防止基本方針」に基づいた具体的活動が一切行われていなかったことなどの問題があった。

(エ) 被告に対する提言

被告は、自ら策定した「いじめ防止基本方針」及び「いじめの防止等における取り組み」を徹底し、いじめに関する情報の収集、共有を徹底し、生徒の意識向上、教師の研修に取り組むべきである。

理事長及び学校長は、学園のリーダーシップを発揮し、積極的な検証を行い、取り組むべき具体的な対策と方針を練り上げ、再発防止に向けてCと同学年の生徒が卒業するまでに教育的総括を文書にして遺族に明らかにすべきである。

(以上につき、甲3)

(6) 本件報告書による提言等を受けた被告の対応等

本件報告書の内容につき、被告は、現在に至るまで、いじめの具体的行為が特定されていない上、具体的事実関係の裏付けが示されないまま中学3年時以来のいじめがCの本件自死の主たる要因であると断定される等、論理に飛躍があり全体的に説得力を欠く報告となっていると評価しており、被告としては、本件報告書の内容は受け入れ難いという姿勢を一貫して示している。

(争いがない)

(7) 本件学校のいじめに対する取組方針

被告は、いじめ防止法の公布・施行を受け、平成26年4月1日、本件学校の「いじめ防止基本方針」を制定した(同年10月27日付け改訂版(乙1の1)が、本件自死当時のものである。))。

また、「いじめ防止基本方針」を受け、被告は、「いじめの防止等における取り組み」（乙１の２）も定めている（以下、「いじめ防止基本方針」及び「いじめの防止等における取り組み」を併せて「本件基本方針等」という。）。

本件基本方針等の概要は、次のとおりである。

5 ア いじめ対策委員会の設置

本件基本方針等においては、「いじめ対策委員会」（以下「本件いじめ対策委員会」という。）を学内に設置して、本件いじめ対策委員会を中心に、保護者や関係諸機関と協力して、いじめの防止・早期発見を行い、適切な対策を速やかに行うこととされ、いじめ問題については、学校長の強力な
10 リーダーシップのもとに、本件いじめ対策委員会を中核組織として、学校全体で取り組んでいくことが明らかにされている。

イ 教職員の具体的な取組内容

(ア) いじめの防止について

本件基本方針等では、校内指導体制の確立が明記されており、教職員
15 は、「いじめ対策ハンドブック」「いじめのない学校・学級づくり実践資料集」などを活用しつつ、観察力や対応力を日頃から高める努力をするとともに、生徒に対しては、本件学校の「建学の精神」を具現化する教育手段を用いて、生徒の社会性を培い、かつ、共感的な人間関係の構築を図るよう指導するものとされている。いじめの事案の第１発見者は、
20 速やかに本件いじめ対策委員会に連絡することとされている。

(イ) いじめの早期発見について

本件基本方針等では、教職員は、日頃から生徒との信頼関係の構築に努め、生徒の些細な変化も決して軽く見ず、日頃から生徒が相談しやすい学級作りを心掛けるものとされている。相談にあたっては、いじめを
25 隠したり、軽視したりすることなく、教職員は、相談内容を積極的に認知する姿勢をとり、生徒からの信頼を得る努力をすることとされている。

教職員は、定期的なアンケート・三者面談などのほか、学級担任・部活動顧問などは、それぞれのクラス・部において、適時、面談の実施や、生活記録ノートの提出をさせるなどして、生徒の現状把握に努めるものとされている。

5 (ウ) いじめに対する措置について

本件基本方針等では、教職員は、生徒の日常の行動を観察して、たとえば遊び・悪ふざけに見える行為であっても、少しでもいじめではないかと疑念が生じた場合には、その場で速やかに介入し、その行為を止めさせるものとされている。また、はやし立てたり、面白がったりする存在の「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」も、「いじめに参加している」という認識を、すべての生徒が共有するよう指導するものとされている。

相談・通報を受け、あるいはいじめを発見した教職員は、事案を一人で抱え込まず、必ず本件いじめ対策委員会に報告して情報を共有し合うものとされ、その後、本件いじめ対策委員会が中心となり、速やかに指導・支援体制を立ち上げて、問題解決の中心的な役割を担うものとされている。

(以上、乙1)

4 争点

- 20 (1) いじめの有無及び内容（争点1）
- (2) 被告の安全配慮義務違反の有無（争点2）
- (3) いじめ又は安全配慮義務違反と本件自死との因果関係の有無等（争点3）
- (4) Cの損害額（争点4）
- (5) 原告らの心情に対する被告の配慮義務違反等の有無（争点5）
- 25 (6) 原告らの損害の有無及び損害額（争点6）
- (7) 民法723条の類推適用の可否及び謝罪広告の相当性（争点7）

5 争点に関する当事者の主張

(1) 争点1（いじめの有無及び内容）について

（原告らの主張）

ア D中学3年時のCのお腹の音に関連するいじめ行為

5 Cは、中学3年生の2学期以降、クラスメイトから、次のようなお腹の音に関連するいじめを受けており、そのことを本件各ノートに書き記していた。本件各ノートは、本件が紛争化する前の高校1年時に、Cが、自身の直近の体験や感情を記載したものであるから、Cが虚偽を記載しているとは考えられない。

10 (ア) クラスメイトが、中学3年生の11月末頃、Cのお腹が鳴った際、10分間の休み時間に、「あと10分なら我慢せろさ～」と聞こえるように愚痴を言った（以下「本件行為①」という。）。

(イ) クラスメイトが、中学3年生の11月以降、「今日、鳴らなかったね～」 「たまたまでしょ～」という陰口を言った（以下「本件行為②」という。）。

15 (ウ) クラスメイトが、中学3年生の11月以降、上の教室や隣の教室から聞こえる椅子を引く音やドアを開ける音をCのお腹の音と決めつけて愚痴を言ったり、言いふらしたりした（以下「本件行為③」という。）。

(エ) クラスメイトが、中学3年生の11月以降、椅子を引く音が授業中に聞こえるたびに、喉を鳴らしたり、過激に愚痴を言ったり、鼻水をすす

20 ることで笑うのをごまかすなどした（以下「本件行為④」という。）。

イ D中学3年時の本件小部屋にいるCに対するいじめ行為

Cは、中学3年生の2学期にクラスメイトから、本件小部屋に入っていることをからかわれたり、本件小部屋のドアを開けようとしたりするいじめ行為を受けていた。

25 具体的には、クラスメイトは、Cが、お腹が鳴らないよう休み時間に間食をするため本件小部屋に入っていたことを面白がって、大勢で見に行っ

たり、本件小部屋のドアを叩いたりしてからかっていた（以下「本件行為⑤」という。）。

ウ D 中学 3 年時のその他のいじめ行為

その他にも、C は、中学 3 年時、クラスメイトから、次のようないじめ行為を受けていた。

(ア) クラスメイトは、C がトイレに行っているとき、C の鞆や机を漁ろうとしていた（以下「本件行為⑥」という。）。

(イ) クラスメイトは、授業中に C をつついて、先生に気づかれるか気づかれないかを楽しんでいた（以下「本件行為⑦」という。）。

(ウ) C が書いた暗号について、「なんであんな文字書いとっとや!」「こいつやばい」「こいつこわい」などとからかっていた（以下「本件行為⑧」という。）。

エ D 高校在籍時のいじめ行為

C は、D 高校在籍時も、クラスメイトから、次のようないじめ行為を受けており、以下の(エ)を除き、本件メモ 2 に書き記していた。本件メモ 2 は、C に対するいじめが紛争化する前の高校 1 年在籍時に、C が自身の直近の体験や感情を記載したものであって、虚偽を述べているとは考えられない。

(ア) クラスメイトは、C のいた教室の椅子を引く音、上の階の椅子を引く音、ドアを開け閉めする音が鳴ったとき、その音を C が出した音であると決めつけ、「のどならし」をしたり、愚痴を述べるなどしていた（以下「本件行為⑨」という。）。

(イ) クラスメイトは、平成 29 年 3 月 23 日、他のクラスメイトが鳴らしたお腹の音を C が鳴らしたというデマを広めた（以下「本件行為⑩」という。）。

(ウ) クラスメイトは、C のお腹にタブレットを向けて、お腹の音を録音し

ようとした（以下「本件行為⑪」という。）。

- (エ) クラスメイトは、Cの声マネや学習合宿での寝言の真似をした（以下「本件行為⑫」という。）。

（被告の主張）

5 いずれも否認ないし争う。

ア 中学3年時のCのお腹の音に関連するいじめ行為について

- (ア) 本件行為①及び②について

10 本件各生徒アンケート及び本件生徒ヒアリングにおいて、Cのお腹の音を聞いたと回答した生徒は1人もいなかった。本件報告書においては、Cがお腹の音をからかわれることに恐怖を感じていたことや、Cがいじられる側のグループに属していたことが指摘されている。しかし、Cは毒舌であり、むしろ言われぬ方だったと回答する生徒もあり、Cが一方的にいじられる側の生徒であったとは断じ難い。

15 Cが本件各ノートに本件行為①及び②を書き記したのは、当該行為があったとされる時点から10か月以上も経過した後のことであり、Cが自認していた「対音恐怖症」という心理状態による、Cの思い込み又は誤解の可能性が高い。

- (イ) 本件行為③及び④について

20 本件生徒ヒアリングにおいて、本件行為③及び④について回答した生徒はいなかった。中学3年時のクラス担任のF教諭も、上の階から椅子の音は聞こえないし、クラスメイトが授業中に咳払いしたり、Cのお腹の音について笑ったりしたという話は聞いたことがなかった旨供述している。本件行為③及び④は、Cが自認していた「対音恐怖症」という心理状態による、Cの思い込み又は誤解の可能性が高い。

25 仮に、本件行為③及び④が外形的に存在したとしても、それをいじめと評価する根拠も見当たらない。

イ 本件行為⑤について

Cが残した本件各ノート及び本件各メモには、本件行為⑤に関する記載はない。本件各生徒アンケート及び本件生徒ヒアリングにおいては、クラスメイトが本件小部屋のドアを叩いてからかっていたとか、ドアを押し開けようとしていたなどの回答がみられるものの、クラスメイトは、Cをからかっていたのではなく、Cの異常な行動を見て、ドアを叩いたりしていたものと考えられる。本件各生徒アンケート及び本件生徒ヒアリングには、なぜ生徒がドアを叩いていたのかについての言及はなく、回答した生徒が、どうしてCがからかわれていると感じたのかについての言及もない。回答内容も具体性に欠けるものである。

したがって、本件行為⑤がいじめであるとは認定できない。

ウ 中学3年時のその他のいじめ行為

(ア) 本件行為⑥について

本件生徒ヒアリングにおいて、本件行為⑥について回答する生徒はいたものの、その内容は、「たぶん、してたんじゃないかなと思う」というものに過ぎず、推測による発言である可能性は否定できない。本件行為⑥の日時や状況も不明である。本件行為⑥について、Cは気付いておらず、Cが精神的なショックを受けていたという証拠もないから、仮に、本件行為⑥の存在が認められるとしても、いじめ行為であるとはいえない。

(イ) 本件行為⑦について

本件生徒ヒアリングにおいては、本件行為⑦に沿う回答をする生徒がいるものの、当該回答は、「からかう・・・授業中につついて、先生に気づかれないか、気づかれるかみたいな」といった、必ずしもいじめであるとは読み取れない表現のものである。これがなされた日時や状況も不明である。Cが本件行為⑦により精神的なショックを受けていたという

証拠もないから、本件行為⑦がいじめであるとは認定できない。

(ウ) 本件行為⑧について

本件生徒ヒアリングにおいては、Cの記した暗号を解読したクラスメイトが、「こいつやばい」「こいつこわい」と述べていたと回答する生徒がいる。しかし、Cがこのことをどのように受け止めていたかについての記載はない。Cの認識は不明であるから、本件行為⑧がいじめであるとは認定できない。

エ D高校在籍時のいじめについて

(ア) 本件行為⑨について

中学3年時におけるCのお腹の音をからかう行為の存在自体が認定できないことからすると、高校進学後の本件行為⑨についても認定できない。Cは、本件メモ2に、「高1でクラスに新しくなった人でも、めちゃくちゃdisやつもいた。」と記載しているが、どういう行為であったか具体性に欠ける記載であり、いじめ行為であったかどうか定かではない。

加えて、本件生徒ヒアリングにおいては、本件行為⑨について回答した生徒はいなかった。その他、本件行為⑨の有無について質問した本件生徒アンケート2においても、「1回くらいあった」にチェックをつけた回答は17通中1通のみであり、それ以外は「全く1回もなかった」にチェックがされている。したがって、本件行為⑨の存在は認められない。

(イ) 本件行為⑩及び⑪について

a 本件行為⑩は、本件メモ2にCが書き記したものであるが、本件メモ2の記載事項のうち、「4階でおにぎりを食べていたが、嫌でも悪口が男子トイレからきこえる。」「そいつは昔タブレットを向けて録音しようとしていた。」等の部分について、被告が調査したところ、トイレの声は4階には届かず、事実と異なる点がある。

b 本件行為⑪について、本件メモ2には「昔タブレットを向けて」と

記載されている。しかし、いつどこでどのような状況下で行われたものであるかの記載が一切なく、いじめ行為であったかどうかは全く定かでないし、被告が調査したところ、生徒に配布されていたタブレットは録音機能が外されており、事実と異なる点がある。

- 5 c 本件生徒ヒアリング及び本件各生徒アンケートいずれにおいても、
本件行為⑩及び⑪について回答した生徒はおらず、これらのことから
しても、本件行為⑩及び⑪の存在は認められない。

(ウ) 本件行為⑫について

10 本件各生徒アンケートにおいては、Cの声真似や寝言の真似をされて
いるのを何度か見たと回答した生徒がいるものの、これらの行為は、必
ずしもいじめとして行われるものではない。C自身もこのことを本件各
ノートや本件各メモに何ら書き記していない。本件委員会もいじめとし
て認定していないことからすると、本件行為⑫がいじめであるとは認め
られない。

15 (2) 争点2（被告の安全配慮義務違反の有無）について

（原告らの主張）

ア いじめ早期発見体制構築義務違反

- 20 (ア) 学校は、いじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等
に対する定期的な調査その他必要な措置を講じなければならない（いじめ
防止法16条1項）。

25 被告が定めた本件基本方針等においては、本件いじめ対策委員会を設
置し、相談窓口の設置などの情報収集の企画や実施を行うこととされて
いる。また、教職員に求められる取組として、生徒の些細な変化を見逃
さず、異変を感知した場合には、本件いじめ対策委員会等に報告するこ
とが定められていたほか、定期的なアンケートや三者面談、生活記録ノ
ートのやり取りなどから生徒の現状把握に努めることとされていた。こ

これらの内容は、被告のホームページに掲載され、生徒・保護者に周知されており、在学契約の内容になっていたといえる。

以上によれば、被告は、本件基本方針等に規定されている、いじめの早期発見・解消のための取組が実効的に行われるようにするための体制を構築・整備する義務（以下「いじめ早期発見体制構築義務」という。）を負っていたというべきである。

(イ) ところが、本件学校においては、いじめに関する相談体制が欠如していたばかりか、生徒に対するいじめ教育も十分に実施されておらず、生徒間では、単なるいじりという認識であってもしじめに当たるという理解が不足していた。このようなことから、本件学校においては、いじめが常態化する土壌があった。本件学校の教員が生活ノートから生徒の悩みを拾い上げることもなかった。本件学校においては、いじめ相談通報システムが構築されておらず、無記名でのいじめ調査も実施頻度が低く、本件基本方針等が記載された文書も、教員に一度配布されただけで、十分に内容が周知されていなかった。

以上によれば、被告は、いじめ早期発見体制構築義務に違反したというべきである。

イ いじめ適正対処義務違反

(ア) 被告は、Cに対するいじめを認識し、又は認識し得た場合には、安全配慮義務として、教員同士や原告らとの間で情報を共有しつつ、C及び関係生徒への事情聴取等の調査をし、事案の全体像を把握した上、Cに対する心理的ケアやいじめの増長を予防するための加害生徒らに対する指導等の適切な措置を講じる義務があった。

(イ) Cは、クラスメイトから前記(1)記載のいじめを受けており、Cが精神的に追い詰められて本件小部屋に籠っていたことは、ほとんどのクラスメイトが認識していた。本件学校の教員は、Cの異変に気付いており、

Cが高校1年生の頃には、Cが精神的に追い詰められて授業に集中できなくなっていることを度々注意するようになっていた。

5 本件基本方針等に従い、本件学校の教員が、生徒の些細な変化を見逃さず、異変を感知するために面談を実施したり、生活記録ノートの提出を指示したりして相談体制を充実させるなどしていれば、Cに対するいじめは容易に認識し得たはずである。それにもかかわらず、本件学校の教員は、いじめの可能性を考えず、Cに対する心理的なケアや、加害生徒らに対する指導等の措置を怠っていたのであるから、いじめ適正対処義務に違反したことは明らかである。

10 なお、本件学校の教員がいじめの発生やいじめが発生している可能性を認識していなかったことは、いじめ早期発見体制構築義務に違反したことによるものであるから、被告は、いじめ適正対処義務違反を免れるものではない。

(被告の主張)

15 ア いじめ早期発見体制構築義務違反について

否認ないし争う。被告は、本件基本方針等を策定し、本件いじめ対策委員会を設置していた。本件学校では、D中学の全体の部会である中学部会や、D高校の学年ごとの全体会議を本件いじめ対策委員会の一機関として位置付け、情報共有や意見交換を行い、いじめの未然防止・早期発見に努めていた。

20 本件学校では、教職員に対しては、いじめの研修を行い、生徒に対しては、講話や定期的なアンケートを実施していた。本件学校が実施したアンケートには、いじめに関する質問も含まれていたが、Cのいじめを疑わせるようなアンケート結果は得られなかった。

25 その他、被告は、相談室や保健室において生徒が気軽に相談できる体制を構築しており、臨床心理士がカウンセラーとして相談に当たっていた。

被告は、これを生徒や保護者に入学前オリエンテーションや「保健だより」で周知していた。

イ いじめ適正対処義務違反について

否認ないし争う。そもそもCに対するいじめ行為自体が認定できない。

5 仮に、Cに対するクラスメイトによる愚痴や陰口が存在したとしても、このことから直ちに被告が債務不履行責任を負うものでもない。本件において、C自身から何らいじめの訴えがなかったこと、クラスメイトをはじめ同級生もCがいじめを受けているという認識がなかったことからすれば、被告がCに対するいじめに関する情報を得ることは不可能であった。Cの本件小部屋での行動は、休み時間に限られており、担任らからは見えにくい行動であったから、本件学校の教員は認識しておらず、認識可能性もなかった。

(3) 争点3（いじめ又は安全配慮義務違反と本件自死との因果関係の有無等）について

15 （原告らの主張）

ア Cがいじめにより本件自死に至ったこと

Cは、前記(1)記載のとおりはいじめを受けていた。本件各ノートには、いじめによりCが受けた精神的苦痛が記載されている。例えば、「これが遺書になるか、分からないな」といったCがいじめにより本件自死に追い込まれたことがうかがわれる記載がある。他にも、本件各メモには、Cが悩んだ末に生きることを選択したものの、いじめにより自死を選ぶか否かCが葛藤し続けていたことがうかがわれる記載がある。本件各遺書にも、今が一番苦しい、disられるのを恐れ、鼻息や呼吸が荒く緊張し唾が溜まる、僕を見てない場所に行きたいといった記載がある。いじめがCを追い詰めて、Cに無力感、絶望感、孤立無援感、無価値感等を抱かせ、本件自死を決意させたといえる。

イ 成績不振や家庭内の問題が本件自死の原因でないこと

被告は、いじめ以外の問題に本件自死の原因があると主張するが、Cは、D高校では進学コースのトップクラスであるS3クラスに所属し、高校1年時の成績は、オール5と中学3年の頃よりも向上していた。

5 Cは、いじめを受けたため、お腹の音や、つばを飲み込む音に対する周囲の反応にさえ恐怖を抱くようになり、学業に集中することができず、授業にも支障が生ずるようにもなり、その結果、学業低迷に関する悩みや焦燥が深まるようになった。これらの恐怖や苦悩が相互に作用しあって、C
10 中の自己否定や自己嫌悪が一気に高まったのであり、本件自死の主たる原因がいじめであることは間違いない。

ウ 相当因果関係があること

本件学校の教員が、いじめ早期発見体制構築義務及びいじめ適正対処義務を履行していれば、Cに対するいじめは発生しなかった。仮に、発生したとしても、いじめを許さないという雰囲気が生徒の間で醸成され、他の
15 生徒がいじめを止めさせるなどし、Cに対するいじめは短期間で終息した可能性が高い。

そして、Cに対するいじめは、Cを精神的に追い詰め、異様な行動に駆り立てるほどのものであり、このような深刻ないじめにより、被害生徒が死亡することは、一般的に十分あり得るものであるから、本件自死による
20 損害は、通常生ずべき損害に当たる。

仮に、本件自死が通常生ずべき損害に当たらない（特別損害に当たる）としても、本件学校の教員は、Cが精神的に追い詰められ、変調を来していることを認識し、又は認識し得たのであるから、被告は、C死亡に係る損害の賠償責任を免れない。

25 (被告の主張)

否認ないし争う。

ア いじめと本件自死との因果関係について

前記(1)記載のとおり、Cに対するいじめ行為の存在は認められない。仮に、いじめ行為が存在するとしても、当該いじめ行為は、通常自殺を招くような暴力行為や陰湿な嫌がらせを含むものではないから、本件自死との因果関係は認められない。

イ いじめ以外の本件自死の原因について

本件各遺書には、本件自死の原因がいじめではないとの明確な記載がある。また、本件自死の原因と思われる記載として、自己嫌悪、成績不振、身体コンプレックスに加え、「家柄的にも不登校になれず、家族に相談できない状況」であったとか、「小学6年生以降はいつ死んでもおかしくなかった」との記載もある。

学業に関し、Cは、中学3年時はS1クラス26名中6～8位の成績であったが、高校進学後は、成績順位が真ん中付近にとどまるなど成績が低下していた。高校進学後の成績がオール5であるのは絶対評価だからであり、Cの成績が向上していることを示すものではない。宿題の量も深夜に及ぶ量であり、Cはメンタルが強いので、きつかったのではないかと述べるクラスメイトも存在する。

以上によれば、本件自死の原因としていじめ以外の可能性がある。

ウ 予見可能性もないこと

仮に、Cに対するいじめ行為が存在したとしても、当該いじめの程度・態様は、通常いじめ対象者の自殺を招くようなものではなかったから、本件自死による損害は、特別損害というべきである。

そして、周囲のクラスメイトのみならず、生徒であるC本人の申告や保護者である原告らからの相談もなかったばかりか、原告ら家族自身がCの不調に全く気付いていない中で、被告においてCが自死する可能性を具体的に予見することは困難であったから、被告にはC死亡に関する予見可能

性が認められない。

(4) 争点4 (Cの損害額) について

(原告らの主張)

5 Cは、被告の安全配慮義務違反により、次の損害を被ったところ、原告らは、Cの被告に対する損害賠償請求権を各1100万円ずつ相続した。

ア Cの精神的損害 2000万円

10 Cは、被告の安全配慮義務違反により、クラスメイト等から1年半を超える期間に及ぶ継続的ないじめを受け、学生生活を苦悩の場とされた挙句、本件自死により将来を奪われたのであり、その慰謝料額は2000万円を下らない。

15 なお、原告らは、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「スポーツ振興センター」という。）から2800万円の死亡見舞金を受領したが、本件は、慰謝料請求のみの明示的一部請求である。C死亡に係る損害として、逸失利益などの残部が2800万円を超えることは明らかであるから、死亡見舞金が支給されていることが請求を棄却する理由にはならない。

イ 弁護士費用 200万円

ウ 小計 2200万円

(被告の主張)

不知。

20 (5) 争点5 (原告らの心情に対する被告の配慮義務違反等の有無) について

(原告らの主張)

25 被告は、在学契約に基づく生徒に対する安全配慮義務に加え、その保護者に対しても、特別な社会的接触関係に基づき、その法益を侵害しないよう配慮すべき義務を負っている。そして、いじめにより生徒の生命、身体等が侵害される重大事態（いじめ防止法28条）が発生した場合には、生徒の遺族に対しても、次のア～エ記載のとおり義務を負うものと解されるところ、

被告は当該各義務を履行しなかった。

ア 調査報告義務違反

5 学校の設置者等は、いじめとの関連性がうかがわれる生徒の死亡事故が発生した場合には、その原因が学校内のいじめにあるか否かを解明するため、必要かつ相当な範囲で適時に事実関係を調査し、その調査結果を遺族に報告すべき義務（以下「調査報告義務」という。）を負う。

ところが、平成29年5月9日にD中学からの内部進学者等を対象として実施された本件被告アンケートによれば、40名中28名もの生徒が、Cが本件小部屋に閉じ籠って暗号を書いていたこと、クラスメイトからC
10 がからかわれていたことなどの、Cに対するいじめ、又はいじめを疑わせるエピソードを記載して回答したにもかかわらず、被告は、原告らに対し、「何も出なかった」などと虚偽の事実を告げるとともに、本件被告アンケートの内容自体を秘匿した。

このことが調査報告義務に違反することは明らかである。

15 イ 誠実対応義務違反

学校の設置者等は、いじめとの関連性がうかがわれる生徒の死亡事故が発生した場合、遺族の感情を考慮し、その心情を著しく傷つけないように配慮すべき義務（以下「誠実対応義務」という。）を負う。

ところが、D高校のE教頭は、本件自死がいじめによるものと疑っていた原告らに対し、平成29年4月27日、「マスコミが騒いでいるので突然死にした方がいいかもしれない」と述べ、対外的にCの自死を突然死扱いにすることを勧めた。同月28日にも、「遺族が望めば、転校ということにもできる」と述べ、本件自死の隠蔽を勧めた。また、E教頭は、平成29
20 年5月の段階では、原告らに対し、本件自死の原因がCに対するいじめであることを認める発言をしていたにもかかわらず、被告は、私立学校を所轄する長崎県学事振興課に対しては、Cの本件自死は「いじめが原因では
25

ない」と報告するなど相反する態度を示した。

これらの対応は、原告ら遺族の心情を著しく傷付けるものであるから、誠実対応義務に違反するものである。

ウ 本件給付請求協力義務違反

5 学校の管理下で生じた事由が原因の事故による生徒の損害に対しては、スポーツ振興センターから災害共済給付（以下「本件給付」という。）を受給できるところ、その請求権者は保護者であるが、スポーツ振興センターに対する請求は、学校が行うものとされている（センター法16条2項及び同法施行令4条2項）。

10 被告は、Cがいじめにより死亡したことが疑われるのであるから、前記イの誠実対応義務の一環として、原告らに対し、本件給付の制度内容を説明するとともに、スポーツ振興センターに対する本件給付の請求に協力すべき義務（以下「本件給付請求協力義務」という。）を負っていた。

ところが、被告は、本件報告書の内容を受け入れず、本件給付の請求に
15 協力しなかった。本件給付の消滅時効は2年であったが、原告らは、時効により本件給付を受けられなくなるところであった。そればかりか、平成31年2月初旬には、被告は、原告らに対し、本件給付の請求に協力する見返りとして、被告に対する損害賠償請求権を放棄するよう交換条件を出してきた。

20 また、被告は、令和元年7月16日付で災害報告書等をスポーツ振興センターに提出したものの、災害発生状況を「不詳」と記載したり、事件報告書にも事件の原因別を「不明」と記載したりした。そのため、原告らは、最終的には死亡見舞金の受給が受けられたが、危うく不支給とされるところであった。

25 以上の被告の対応は、原告らが有する本件給付の受給権を奪うに等しい行為であり、本件給付請求協力義務に違反するものであることは明らかで

ある。

エ 調査結果尊重義務違反

学校の設置者等は、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときは、その事態（重大事態）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行わなければならない（いじめ防止法28条1項）。そして、学校の設置者等が第三者委員会等を設置して外部に調査を委託する以上は、その調査結果を受け入れて再発防止等の対策を推進すべきであり、明白な事実誤認又は調査結果を覆すに足る証拠が存在する等の事情がないにもかかわらず、学校の設置者等が第三者委員会の調査結果の受入れを拒否することは、いじめ防止法が定めるいじめ対策を根本から否定するものであって、許されない。いじめ防止法及び関係諸規定を踏まえて本件学校が本件基本方針等を定めていたことにも鑑みると、被告は、原告らに対し、本件委員会が取りまとめた本件報告書の内容を受け入れて遺族の支援を行うとともに、再発防止等の対策を推進すべき義務（以下「調査結果尊重義務」という。）を負っていたといえる。

本件委員会は、Cに対するいじめが本件自死の主たる要因であると判断した上、本件報告書において、本件学校のその後の対応に関する問題点を具体的に指摘しつつ、各問題を踏まえた提言をし、本件学校が教育的総括を行うとともにその結果を文書にしてCと同学年の生徒が卒業を迎えるまでに原告らに明らかにすることを求めている。

しかし、被告は、本件報告書の内容を受け入れない姿勢を今日まで変えておらず、本件学校においては、本件委員会が提言する教育的総括が一切行われていない。

以上の被告の対応が、調査結果尊重義務に違反することは明らかである。

(被告の主張)

いずれも否認ないし争う。

ア 調査報告義務違反について

5 原告らは、被告が本件被告アンケートの結果を秘匿し続けたと主張するが、被告は、本件委員会に本件被告アンケート調査の結果を全て提出しており、何ら秘匿したものではない。

イ 誠実対応義務違反について

(ア) E教頭の発言について

10 E教頭は、平成29年4月27日、原告らとの間でCの本件自死を本件学校の生徒らに対し、どのように公表すべきかを話し合った際、原告らが、「今回は内密に」などと述べ、マスコミ等への公表を避けたい意向を示したことから、「突然死」「転校」という言葉を発してしまったが、その趣旨は、昔は、突然死や転校という虚偽の事実で取り繕うこともあ

15 ったかもしれないが、いつかは亡くなったことを公表しなくてはならず、後々遺族が苦悩されるという意味合いで発言したものであった。

翌28日、原告らから「突然死というのも変ですし、公表の仕方を考えないといけない」という話をされたが、これにE教頭は返答していない。

20 (イ) 被告が本件自死を隠蔽していないこと

E教頭は、平成29年5月6日、原告らから本件各ノートを見せられたことから、原告らに「これが事実であればいじめですね。」と答え、本件自死を公表することの準備に入った。

被告らが本件自死の隠蔽を勧めたことは一切ない。

25 ウ 本件給付請求協力義務違反について

スポーツ振興センターによる本件給付は、学校の管理下における児童生

徒等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）の場合に支給されるものである。
被告は、Cがいじめを苦に自殺したものではないと判断していることから、
被告自ら本件給付の請求をすることは出来なかった。

5 もっとも、制度を子細に検討してスポーツ振興センターに確認した結果、
遺族による本人申請が可能であることが判明したため、被告の代理人弁護士
士は、原告らの代理人弁護士にこのことを伝えて、原告らは、本件給付の
請求を行い、その結果、スポーツ振興センターから原告らに対し死亡見舞
金が付されたのである。被告としては、本件給付の請求に最大限協力し
たものであるから、本件給付請求協力義務違反は認められない。

10 エ 調査結果尊重義務違反について

本件報告書には、被告としては内容が理解できないところがある上に、
本件委員会の意向は、いじめ行為すら具体的に特定していないにもかかわらず、Cが名前を挙げていた生徒に対する教育的指導だけでなく処罰まで
15 を求めるものであった。被告としては、本件報告書の内容は受け入れ難く、
本件委員会の意向を到底実現することができなかったため、原告らの意向
に沿った対応ができなかったものである。

(6) 争点6（原告らの損害の有無及び損害額）について
(原告らの主張)

被告による前記(5)記載のと通りの調査報告義務違反、誠実対応義務違反、
20 本件給付請求協力義務違反、調査結果尊重義務違反は、原告らの①その心情
に配慮され誠実に対応されるべき利益、②我が子に何があったかなどについ
て知る権利、③我が子に対する敬愛追慕の情という法的利益を侵害するもの
である。

これらによる原告らの損害は次のとおりである。

25 ア 原告らの精神的損害 各300万円

イ 本件給付の請求に掛かった弁護士費用 各167万9000円

原告らは、被告が本件給付の請求を拒否したことから、代理人弁護士を選任して被告との交渉及び同請求の委任を余儀なくされ、着手金 3 万 8 000 円及び成功報酬 2 万 9 800 円の合計 3 万 3 580 円を支払った。

ウ 本訴提起による弁護士費用 各 4 万 6 790 円

5 上記弁護士費用は、前記損害の合計各 4 万 6 790 円の約 1 割である 4 万 6 790 円を下らない。

エ 小計 各 5 万 1 469 円

(被告の主張)

いずれも否認ないし争う。

10 (7) 争点 7 (民法 7 23 条の類推適用の可否及び謝罪広告の相当性) について
(原告らの主張)

被告による前記(5)記載のと通りの各注意義務違反は、死者である C に対する名誉毀損に該当するとともに、原告らの法的利益を侵害する不法行為を構成するから、民法 7 23 条の類推適用により、その遺族にも名誉回復措置請求権が付与されるべきである。

そして、被告が本件報告書の内容を受け入れ、これまでの対応が誤りであったことを認める発表及び謝罪広告を行うことで、原告らの法益や C の社会的評価は一定程度回復するから、被告に対しては、別紙謝罪文目録記載の謝罪広告を命じることが相当である (民法 7 23 条類推適用)。

20 (被告の主張)

否認ないし争う。

第 3 当裁判所の判断

1 認定事実

前提事実に加え、後掲の各証拠 (枝番があるものは枝番を含む。以下同じ。) 及び弁論の全趣旨を総合すれば、次の事実が認められる。

(1) 原告ら家族の生活状況

ア Cは、原告ら4人家族の次男であり、兄弟として2歳年上のH（以下「H」という。）がいる。

イ 原告Aは、平成24年以降、福岡県北九州市に単身赴任しており、約3週間に1回の頻度で長崎に帰省していた。

5 ウ Cは、平成25年4月にD中学に入学し、平成28年4月にD高校に進学した。

エ Hも、D高校の生徒であり、D中学以外の私立中学を経て、平成26年4月にD高校に進学した。

オ Hは、平成29年4月、指定校推薦によりI大学に進学し、同年3月末、
10 大学進学のために長崎を離れた。

（以上、一部につき争いがない、原告A）

(2) CのD中学への進学経緯等

ア Cは、家族旅行で東京ディズニーリゾートを訪れたことを契機に、小学生の頃から、将来、東京ディズニーリゾートの運営会社である株式会社オリエンタルランド（以下「オリエンタルランド」という。）にエンジニアとして就職することを希望していた。
15

イ Cは、その希望を叶えるため、小学生の頃から九州大学工学部への進学を志望するようになった。Cは、そのため、中学受験をして中高一貫校である長崎県立長崎東中学校（以下「東中」という。）に入学し、そのまま長崎県立長崎東高等学校（以下「東高」という。）に進学することで、九州大学の受験に備える目標を立てていた。
20

ウ Cは、原告Bの勧めで小学6年時から塾に通うなどして中学受験に備えたが、東中の入試で不合格となった。Cは、D中学のほか長崎日大中学校にも合格していたが、高校から東高に入学することを見据え、平成25年
25 4月にD中学に入学した。

（以上、証人H、原告A、原告B）

(3) CのD中学時代の学業成績

CのD中学時代の主要5教科の成績は、中学1年時が26人中6位、中学2年時が3位、中学3年時が8位であった。Cは、D中学においてトップクラスの成績優秀者として取り扱われていた。

5

(甲33、70、原告B、原告A)

(4) 中学3年時のCの学内における行動、Cに対する同級生の言動等

ア 中学3年時にCが在籍したS1クラスは、特に男子生徒が騒がしく、クラスメイトの間では、小さいことでからかったり、からかわれたりすることが日常茶飯事のように繰り返されていた。男子生徒は、からかう方の生徒と、からかわれる方の生徒に分かれていた。Cは、一方的にからかわれるわけではなかったが、どちらかと言えば、からかわれる方のタイプの生徒であり、クラスの主導権を握っている強い男子生徒に対しては、「止めて」とは言えないタイプの生徒であった。Cは、「Cく～ん」などと呼ばれ、クラスメイトから日常的にいじられていた。

10

15

(甲31、47、48、49、50、54)

イ Cは、中学3年時の2学期頃、授業中にお腹の音が鳴ることを気にするようになった。その頃、原告Bは、Cから、授業中にお腹が鳴って、みんなに笑われたと泣きそうな顔で相談を受けたため、Cのお腹の音が鳴らないようにするために、間食としておにぎりやカロリーメイトをCに持参させるようになった。

20

(原告B)

ウ Cは、その後、高校進学までの数か月間、授業の合間の休憩時間中に、校舎の下駄箱付近の掃除道具入れの小部屋（本件小部屋）に1人で頻繁に閉じ籠もって間食を食べるようになった。Cの当該行動は、複数の生徒に目撃されていた。

25

(甲28、30、47、乙46～48、原告B)

エ Cは、中学3年の2学期から3学期頃にかけて、黒板に「気づけ」と書いたり、本件小部屋やトイレの壁に、「いい加減に気づけ」「上の教室が椅子を引く音とお腹の音と勘違いする勘違い野郎」「君たちは知らない、あれは机、いすの音」「ざんげしろ」「殺す」などという意味の暗号が書かれた紙を貼ったりするようになった。

(甲32、47、48、49～55)

オ これに対し、生徒の中には、前記エの各暗号を解読したり、解読した暗号を他の生徒に広めたりする者があらわれた。Cが記した前記暗号の内容を知ってクラスが騒々しくなり、Cのことを気味悪く思ったり、怖がったりする生徒まであらわれた。生徒の中には「俺、殺される」と話す者までいた。生徒の中には、Cが精神的に不調を来しているのではないかと考える者もあり、Cは、一部のクラスメイトからは、陰で「(精神的に)病んでいる」などと言われていた。

(甲47、48、乙46～48)

15 (5) 中学3年時のCの家庭内での様子等

Cは、中学3年生の2学期頃から、C自身やHの鉛筆やシャープペンシルに歯型をつけるという行動をとるようになり、Hが注意をしても直らなかった。

もともと、原告ら及びHは、そのこと以外では、日常生活におけるCの様子に変わった印象は持たなかった。

(証人H、原告B)

(6) CのD高校への進学経緯

ア 前記(2)ウのとおり、Cは、もともと東高への進学を見据えてD中学に入学したところ、中学3年時、東高を受験するか、D高校に進学するか、相当迷っていた。

イ 中学3年時の三者面談の際も、D高校に進学するか、県立高校(東高)

を受験するかが話題となり、当時のクラス担任であったF教諭は、CがD高校に内部進学する確率は、五分五分とみていた。

ウ しかし、結果的にCは東高を受験せず、D高校へ特待生として内部進学することとなった。

5

(以上、原告B、原告A)

(7) D高校進学後のクラス編成等

Cは、平成28年4月、D高校に内部進学した。Cは、高校1年及び2年共に、D高校の進学コースのうち最上位クラスであるS3クラスに在籍した。

10

高校1年時のS3クラスには21名の生徒が在籍していたところ、3名の留学生を除く全員が、D中学からの内部進学者であり、そのうち12名がD中学のS1クラスからの内部進学者であったが、日本人生徒のうち男子生徒は、Cを含め3名であった。

(弁論の全趣旨)

(8) 高校1年時のCの学内における行動、Cに対する同級生の言動等

15

ア 高校1年時にCが在籍したS3クラスは、もともと日本人の男子生徒が3名と少なかった上、D中学からの内部進学者についても、各々の希望進路に応じ各コースに振り分けられていたため、高校進学後のクラスの状況は、中学3年時のS1クラスのような騒がしい状況からは様変わりしており、クラスメイトの間で日常的にからかったり、からかわれたりするような状況は無かった。

20

(甲47、48)

イ Cは、高校進学後も、お腹が鳴らないようにするため間食を持参しており、中学3年時よりは頻度が減ったものの、教室とは別の場所でおにぎり等の間食を食べていた。

25

(甲32)

ウ Cは、授業の合間の休憩時間に、他の生徒が誰も行かない4階フロアに

1 人で行って過ごすことが度々あったほか、更衣室の壁などに暗号らしき文字などを書くことがあり、同学年の生徒のうちの 1 人は、更衣室の壁に C が「助けて欲しい」と書いているのを発見した。

(甲 3 2 の 1 2、同 1 6～1 8)

5 エ C は、平成 2 8 年 1 0 月頃から、自分のつばを飲み込む音が周囲に聞こえないかを気にして唾を口に溜めるようになった。授業中に教員から問題に答えるように求められても、C は、溜めていた唾を飲み込むことを我慢していたため、答えられないことすらあった。C は、この頃までの間に、自身の出す音全般に恐怖を感じるようになっていた。

10 (甲 2 7、4 7、5 2)

(9) D 高校時代の C の学業成績、志望校の変化等

ア C は、高校 1 年時の G 教諭との三者面談でも将来オリエントランドに就職したいと話しており、希望進路については、エンジニアになるために工学部に進みたいと話していた。

15 また、C は、高校 1 年の夏頃、九州大学のオープンキャンパスを訪れた。

(証人 G、原告 A)

イ 高校 1 年時の C の成績は、5 段階中、体育が 4 でそれ以外の科目はいずれも 5 であり、絶対評価である学内の成績評価上は優秀層ではあったが、各定期試験の成績は、S 3 クラスの 2 1 名中 7 位から 1 3 位の間であり、
20 成績上位であった D 中学在籍時と順位のみを比較すると、成績は下降していた。

(甲 3 3 の 4、4 4、7 4、証人 G)

ウ C は、高校進学後、学校からの課題に追われるようになり、課題や学習をこなす日々を送るようになった。

25 D 高校からは、生徒が起床時間から就寝時間までの間に何をして過ごしたかを記載する生活ノート (甲 3 9) の記載及び提出が求められていた。

そこでは、放課後や土日祝日を含み、1日ごとに家庭学習時間を記載し、かつ、1週間ごとに振り返りをするのが求められていたところ、Cは、クラス担任のG教諭から、家庭学習時間が足りないとして、「大丈夫なのか?」「減りましたね」「学習時間確保」「このままでは・・・」などのコメントを付されることがしばしばあった。

5

(甲39、乙47、証人G、証人H、原告B)

エ D高校においては、一般的な進学校では家庭学習時間が1週間当たり1500分必要であるとの理解の下、生徒毎の家庭学習時間を把握する取組がされており、全生徒の平均学習時間が毎月発行される学年通信などで発表されていた。

10

また、D高校においては、生徒は学内の定期試験以外にも学外の統一模擬試験を年に複数回受験することとなっており、学年通信においては、「大学受験は全国の受験生との勝負になる」などと、学外の模擬試験の重要性が保護者及び生徒に周知されるとともに、大学毎の目安偏差値が示されるなどしていた。

15

(甲74)

オ Cは、高校1年時、原告ら家族に対し、宿題がとても多いと愚痴っていたほか、家に帰ってまで勉強の話をしたくないと怒ったり、教員から理不尽な指導を受けると不満を漏らしたりすることがあった。

20

Cは、時には、家族に対し、これだけ勉強しても公立高校(東高)より進学率が悪いとか、D高校の教員はレベルが低いなどと、D高校を批判する一方で、東高をうらやむような愚痴をこぼすことさえあった。

(証人H、原告A)

カ Cは、その頃、原告Aとの会話の中で、九州大学より目安偏差値が下回る九州工業大学を志望校として挙げるようになった。これを聞いた原告Aは、今までCは九州大学一筋だったのにどうしてだろうか、やはり成績が

25

届かないのかなと思った。

(原告A)

(10) D高校におけるCに対する教師による注意、叱責等

ア Cは、高校1年時、中学生のときとは様変わりして複数の教員から頻繁
5 に注意や指導を受けるようになった。

Cは、このことにつき、中学までは、Cより成績が低い生徒や問題児が
よく注意されており、Cだけが注意されることはなかったが、D高校のS
3クラスは、成績優秀者が集まるクラスであり、男子は6名しかおらず、
そのうち半分は、中国からわざわざ連れて来られた優秀な留学生であるこ
10 とから、中学時代より「教員が見る幅が狭くなり」、ちょっとしたことでも
目に付くことからCが頻繁に注意されるものと分析していた。

クラスメイトの中には、Cが「(先生から)目を付けられている」とC自
身から話された者もいた。

(甲26、47)

イ Cは、平成28年12月頃、英語の単語テストで再テストを受けなけれ
15 ばならず、再テストはG教諭が職員室で実施することから、職員室の前で
同学年の生徒と雑談して順番を待っていたところ、G教諭から叱責された。
Cは、G教諭から自分だけを狙い撃ちするかの如く叱責されたことに理不
尽さを感じ、クラスメイトに対し「どうして自分だけなのか(どうして自
20 分だけ怒られるのか)」などと愚痴を話すことがあった。

(甲47、証人G)

ウ 高校2年生に進級後も、Cが授業中に口を開けたままボーとしている
のを教員に見られ、Cが「C、集中しろ！」などと注意されることがあつ
た。また、高校進学後のCは、授業中に教員から指名されても答えられな
25 いことが多く、あるクラスメイトは、このことにつき、Cは辛そうだと感
じていた。

(甲 4 7、5 2)

(11) 平成 2 8 年秋頃以降の C の体調不良等

5 高校 1 年時の秋頃、C には、学内において体調面で気掛かりな行動が見られた。具体的には、授業中に腹痛を訴えトイレに行った C が、教室に戻って来ないことが度々あり、C に対し、G 教諭が「大丈夫か」と声を掛けたこともあった。

(甲 2 6、6 4 の 2、証人 G)

(12) 高校 1 年時の C の家庭内での様子等

10 C は、家庭内において、高校進学後も鉛筆やシャープペンシルに歯型をつける行動を取っていた。しかし、原告ら家族は、C が年相応の反抗的な態度をとるようになった以外には、高校進学後の日常生活における C の様子に変わった印象は持たなかった。原告らは、C が精神的に不調を来しているとも全く感じなかった。

(証人 H、原告 B、原告 A)

15 (13) C の本件自死

ア C は、高校 2 年に進級した後の平成 2 9 年 4 月 2 0 日、長崎市内の公園にある木の枝に自らロープをかけて縊死（本件自死）した。

イ 同日の下校前、C の中学 1 年生の頃の担任の教員が、C が進路指導室の前で D 高校の大学合格実績を他の生徒と見ているのを見掛けたが、C に特
20 段変わった印象は持たなかった。

ウ C は、同日、下校後一旦帰宅した後に外出して自死した。

(以上につき、一部につき争いがない、乙 4 8、証人 E、原告 B)

(14) C の本件自死直後の被告（本件学校）の対応等

ア 本件学校は、平成 2 9 年 4 月 2 1 日、警察からの連絡で C の本件自死を
25 認知し、その後の対応を協議した結果、原告ら遺族との連絡窓口やマスコミ対応等の役割を E 教頭に一本化することに決定した。

(甲 5 9、乙 7 6、証人 E)

イ 被告は、同日、本件自死が公表されることを前提に、「学校危機へのこ
ろの緊急支援事業」(以下「C R T」という。)に対し、今後の対応に關す
る協力を依頼し、臨床心理士等の専門家派遣や心のケアに關する助言など
5 を得ようとした。しかし、本件自死を公表するかどうかについての原告ら
の意向が確認できず、結局、C R Tに対する正式な協力依頼は見送られた。

(甲 5 9、6 1、乙 7 6、証人 E)

ウ 平成 2 9 年 4 月 2 3 日に通夜、翌 2 4 日に告別式が執り行われたが、原
告 A から密葬で C を送りたい旨の意向が示されたため、本件学校の学校關
10 係者としては、少数の教職員のみが弔問することとし、理事長及び学校長
は弔問しなかった。

(甲 5 9～6 1、乙 7 6、証人 E、原告 B)

エ この頃、本件学校にはマスコミ関係者からの問い合わせが相次いでいた
が、原告らが C の本件自死の公表を望まない姿勢を示していたことから、
15 被告としては、マスコミからの問い合わせに対しては一切回答しない姿勢
を貫いた。この時期、E 教頭と原告らとの間では、マスコミ対応を含め、
C の死因の公表の方法や内容、時期等が話し合われていた。原告らは、当
時、マスコミには騒がれたくないとして、本件学校に対しては、マスコミ
からの防波堤として、マスコミとの間に立つことを要望していた。E 教頭
20 は、原告らが、C の自死を生徒らに対しては知らせたがっているのではない
かと薄々感じてはいたものの、生徒に C の本件自死を知らせた場合には、
マスコミに知られるのは時間の問題であるとも考えていた。また、E 教頭
は、生徒に対する C の本件自死の公表については、他の生徒の自死等を誘
発しかねないことから、慎重に行うべきであるとも考えていた。

(乙 4 8 の 1 4、5 0、証人 E、原告 A)

(15) 本件各メモ及び本件各ノート発見後の被告(本件学校)の対応等

ア 平成29年4月20日、原告らは、Cの部屋から本件各メモを発見した。

イ 平成29年5月初旬（ゴールデンウィーク）頃、原告らは、Cの部屋から本件各ノートを発見した。

（以上につき、甲26～30、証人H、原告A）

5 ウ 本件メモ2（甲30）及び本件ノート2（甲28）には、Cが、中学3年時、クラスメイトから、Cのお腹の音が鳴ることについて愚痴を言われたり、椅子を引く音などの周囲の音を、Cのお腹の音と決め付けられて愚痴を言われたり、椅子を引く音などがした際に、クラスメイトからのど鳴らしをされていたことなどが記載されていたところ、その一部を抜粋すると、次のとおりである。

(ア) 中学3年生の4月から5月頃

a 「はなみずでdisられる」（甲30）

b 「インフルの時 かぜをひいて少しdisられる」（甲30）

15 c 「本当におなかがなっていたころ。この時は本当にもおしわけない自分のせい（100%）たぶんおなかなりはじめたきっかけは4月～5月のはなみずで周囲から少し孤立し仲のいい友達ともクラスがわかれ、ストレスがたまりおなかかなりはじめた（大きな音で）おそらく中2の頃も少しはなっていたが、このころほどではない」（甲30）

(イ) 中学3年生の6月頃

20 「その風邪やインフルエンザの時に「みんなに迷惑をかけている」という心が人よりも強くなり心のどこかで緊張してしまっていた。その緊張が身体に出始めた。それが、ぼくを約1年間苦しめてきたお腹が鳴るということである。多分それを気にし始めたのは、インフルエンザが直って（ママ）すぐ6月上旬ごろ。」（甲28）

25 (ウ) 中学3年生の2学期

「2学期がはじまり3～4時間目の間にいつも鳴ることが多かったの

が、たまたま１時間目に鳴ることがあった。その時に、みんなの様子を
みたら、笑いを我慢している様子だった。」（甲２８）

(エ) 中学３年生の１１月末頃

「お腹が鳴って、テストとテストとの間の１０分間・・・愚知（ママ）
を言っているのを、まのあたりした。「あと１０分なら我慢せろさ～」と
か言っていた。・・・その言葉がきっかけで、定期テスト直後の週の月曜
日から、ある対策をすることにした。それは、「飯を食う」という動作で
ある。」（甲２８）

(オ) 中学３年生の１２月以降

a 「今日、鳴らなかったね～」 「たまたまでしょ～」 というかげ愚知（マ
マ）を聞いた」（甲２８）

b 「鳴らなくなって１週間後に、今まで小学校から中学校までまっ
く気にしていなかった授業中によく聞こえる、上の教室のイスをひく
音、隣の教室からも聞こえるイスの音や、ドアを開ける音を、自分が
出した音（腹の音）と勝手に決めつけ、愚知（ママ）っているのがき
こえた。・・・それから、よく変んな（ママ）ことが起きた時に人が露
骨にする動作、のどを鳴らすということがはじまった。音（イスがひ
く音）が授業中にきこえるたびに、のどを多くの奴に鳴らさせ、ぼく
は対人恐怖症というやまいにかかった。・・・のどを鳴らすだけの連中
ではないということは、おわかりだろうが、過激に愚知（ママ）を言
ったり、鼻水をすうことで笑っているのをごまかす、本人が近くに
いるのに、普通に「Ｃちゃんかと思った～」という誤解をする奴らも
いた。」（甲２８）

（以上、甲２８～３０）

エ 原告らは、Ｃの本件自死直後に発見された本件各遺書には、本件自死の
理由について、「死因いじめなどでは決してない」（甲２３）、「ストレス、

運動不足、成績不振、嫌な体のづくり・・・」（甲２４）、「なんともいうけど、この状況になったのは、周囲のだれでもなく自分の責任（自己嫌悪）だから。」（甲２５）などと記載されていたことから、当初は、Ｃの本件自死の原因が、Ｃに対するいじめにあるとは必ずしも考えていなかった（た

5

しかし、平成２９年４月２０日から同年５月初旬（ゴールデンウィーク頃）にかけて相次いで発見された本件メモ２（甲３０）及び本件ノート２（甲２８）には、上記のとおり、中学３年時、ＣがクラスメイトからＣのお腹の音が鳴ることについて愚痴を言われたり、椅子を引く音などの周囲の音を、Ｃのお腹の音と決め付けられて愚痴を言われたり、椅子を引く音などがした際に、クラスメイトからのど鳴らしをされていたことなどが記載されていたとともに、このような行為をＣに行ったとされる中学３年時のクラスメイトの実名すら複数名記載されていた。

10

このことから、原告らは、Ｃの本件自死の原因がクラスメイトによるいじめにあることを確信した。

15

（甲２８、３０、原告Ｂ、原告Ａ）

オ 原告らは、平成２９年５月６日、Ｅ教頭と面談した。

原告らは、本件各ノートをＥ教頭に見せるとともに、本件各ノートには、中学３年時に上記ウ及びエ記載のとおり、行為をＣに行ったとされるクラスメイトが実名で記載されており、かつ、当該クラスメイトの多くは、高校進学後、Ｃとは別クラスに在籍していたことから、Ｃの本件自死については、Ｃが本件自死に至った経緯も含め、Ｃが在籍するＳ３クラス以外の生徒に対しても公表することを求めた。

20

これに対し、Ｅ教頭は、まずはＣが在籍するＳ３クラスに限って公表し、時間を置きつつ、公表対象をＤ中学からの内部進学生、次いで学校全体へと広げたい旨の意向を示した。

25

(甲 6 5)

カ D高校は、平成29年5月7日、当時のD高校の生徒のうち中学3年時にCと同じクラスであったD中学からの内部進学生並びに高校1年及び2年時にCと同じクラスであった生徒に限定して、その保護者を対象とする保護者会を開催し、Cの本件自死を公表した。

そして、同月9日には、これらの生徒に対し、Cが本件自死したことを公表するとともに、Cについて見聞きしたことを尋ねる本件被告アンケートを実施した。

(甲 3 1、3 2、乙 5 0)

10 (16) 本件委員会の設置経緯

ア 原告らは、平成29年5月15日、被告に対し、第三者委員会を設置すること、同委員会においてCの本件自死の真の原因を調査し、その調査結果を原告らに明らかにすること等を要望した。

イ 被告は、原告らの要望を受け、平成29年6月頃、長崎県臨床心理士協会、長崎県弁護士会及び長崎県退職校長会に対し、それぞれ委員の推薦を依頼し、同年7月24日、弁護士2名、臨床心理士2名及び校長経験者1名の合計5名に対し調査業務が委託され、本件委員会が組織された。

被告は、本件委員会に対して本件被告アンケート等を提供した。

(乙 5 ～ 9)

20 (17) その後の被告の対応等

ア D高校は、平成29年6月10日、D中学からの内部進学者及びその保護者を対象とする説明会を開催し、Cの本件各遺書の内容の一部を公表した。

イ D高校は、平成29年7月7日の全校集会時、D高校の全生徒に対してCの本件自死を公表した。

(以上、乙 7 6、証人E)

(18) 本件委員会における調査及び審議、本件報告書の取りまとめ等

5 本件委員会は、平成29年7月24日の委員同士の協議を皮切りに、合計36回の委員間における協議を重ねるとともに、その間、本件各生徒アンケート、本件生徒ヒアリング、本件教職員ヒアリング、本件教職員アンケート等を実施したほか、遺族面談等を行った結果、平成30年11月19日付けで本件報告書を取りまとめた。

本件報告書の概要は、前提事実記載のとおりである。

(甲3)

(19) スポーツ振興センターに対する本件給付の請求経緯等

10 ア 被告への問い合わせ

原告Bは、Cの本件自死後、スポーツ振興センターの本件給付に係る制度の存在を偶然知り、平成29年12月20日、自宅を訪れたE教頭に対し、なぜ本件給付に係る制度説明をしなかったのか理由を問うたところ、E教頭は、本件給付の請求の時効期間が2年間であり、まだ時間があつたため、時期を見て話ができると思っていたと回答した。

(甲67)

イ 本件給付の請求に至る経緯

20 (ア) 原告らの代理人であるJ弁護士は、本件委員会による本件報告書の取りまとめを受け、平成30年12月31日、被告に対し、本件各ノートに加害者として名前が挙がっている生徒に対する教育的指導の実行に加え、速やかに被告からスポーツ振興センターに対し本件給付の請求手続を取るよう求めた。

(乙22)

25 (イ) これに対し、被告は、平成31年1月25日、原告らに対し、本件報告書の内容が、具体的事実関係の裏付けが示されないまま中学3年時以降のCに対するいじめが本件自死の主たる要因であると断定されるなど

全体的に説得力を欠く内容のもので、被告としては納得できないものであること、被告が本件給付の請求手続を行うことは、Cの本件自死の原因がいじめであることを認めることになることを理由として、本件給付の請求はできない旨回答した。

5

(甲 1 4)

- (ウ) 被告は、平成31年2月初旬頃、原告らの代理人であるJ弁護士に対し、原告らの被告に対する損害賠償請求権を放棄することを条件に、被告がスポーツ振興センターに対し本件給付の請求をすることの提案をしたが、同月13日、これを撤回した。

10

(甲 4、1 5)

- (エ) その後、被告は、スポーツ振興センターに対し、本件給付の請求方法について、学校の設置者（被告）ではなく、保護者（原告ら）が請求することの可否を照会した。その結果、独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方法書26条2項の規定に基づき、保護者等が学校の設置者等を経由して請求することが可能であることが判明したため、被告代理人は、このことを原告らの代理人であるJ弁護士に伝えたところ、原告らは、J弁護士に依頼して、本件給付の請求を行った。

15

- (オ) 被告は、令和元年7月16日、原告らが本件給付の請求をしたことから、被告としても、スポーツ振興センターに対し、災害報告書、死亡報告書及び事件調査報告書を提出した。

20

被告は、上記災害報告書の「災害発生の状況」欄及び上記死亡報告書の「傷病名及び傷病から死亡までの経過」欄のいずれにも「不詳」と記載した。

また、被告は、上記事件調査報告書において、要旨次のとおり記載した。第三者委員会（本件委員会）による調査が行われ、報告書（本件報告書）が作成されたが、その中でいじめと認定した行為が具体的に特定

25

されておらず、いじめとの因果関係の評価・認定に論理の飛躍があること等から、被告としては本件報告書の記載に基づいた判断ができない。

(甲 17 ~ 19)

ウ 支給決定

スポーツ振興センターは、令和2年3月30日、原告らに対し、災害救済給付として死亡見舞金2800万円を支給する旨の決定をし、同年4月2日、原告ら口座に死亡見舞金を送金された。

(甲 4)

(20) 被告における本件報告書の取扱い等

ア 被告は、本件報告書の内容につき、具体的事実関係の裏付けが示されないまま中学３年時以降のＣに対するいじめが本件自死の主たる要因と断定されるなど全体的に説得力を欠く納得できないものと考えていた。

そこで、被告は、令和元年11月頃、インターネット上の本件学校のホームページにおいて、本件報告書を掲載するとともに被告の上記見解を公表したが、しばらくした後、いずれも削除した。

(一部につき争いがない、甲4)

イ 被告は、令和元年１１月９日、長崎簡易裁判所に対し、本件委員会の各委員を相手方として、本件報告書の裏付け資料の開示と説明を求める民事調停を申し立てたが、その後、同調停は不成立となった。

(甲 1 6、2 1)

ウ 被告は、令和2年4月頃にも、インターネット上の本件学校のホームページにおいて、Cの本件自死といじめ行為との因果関係を否定する被告の見解を公表したが、しばらくした後に削除した。

(甲 4)

2 争点1 (いじめの有無及び内容) について

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等

当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう（いじめ防止法2条1項）。

そこで、原告らの主張する本件行為①～⑫の有無及びいじめ該当性について検討する。

(1) 中学3年時のCに対するいじめの有無

ア 本件行為①～④について

(ア) 原告らは、Cは、クラスメイトからCのお腹の音が鳴ることについて愚痴を言われたり、椅子を引く音などの周囲の音を、Cのお腹の音と決め付けられて愚痴を言われたり、椅子を引く音などがした際に、クラスメイトからのど鳴らしをされていたと主張する。

(イ) そこで検討すると、本件ノート2には、Cが高校1年時の2016年（平成28年）10月20日に記載したものと認められる文章の中に、前記1(15)ウ(イ)～(オ)で認定したものも含め、次のような記載があることが認められる（甲28）。

「のどを鳴らした奴ら、N（たまに）、K1（毎回）、K2（毎回）、K3（毎回）、K4（毎回）、M（みんながやってるから私も！みたいなパターン）、Y1（こいつもMと同じ）、Y2（毎回・・・）、K5（こいつも3学期からずっと）、U（たまに）・・・過激に愚知（ママ）を言ったり、鼻水をすうことで笑っているのをごまかす、本人が近くにいるのに普通に「Cちゃんかと思った～」という誤解をする奴らもいた。」

(ウ) 本件ノート2の当該記載の信用性につき検討すると、次のとおりである。

a まず、本件ノート2の当該記載のうち、「お腹が鳴って、テストとテストとの間の10分間・・・愚知（ママ）を言ってるのを、まのあたりした。「あと10分なら我慢せろさ～」とか言っていた。・・・その

言葉がきっかけで、定期テスト直後の週の月曜日から、ある対策をすることにした。それは、「飯を食う」という動作である。」(甲28)との部分は、Cがクラスメイトから言われた愚痴の内容が具体的に記載されている上、中学3年時、原告Bが、Cから授業中にお腹が鳴って笑われたと泣きそうになりながら話されたことから、間食としておにぎりやカロリーメイトをCに持参させるようになったという事実関係(前記1(4)イ)と整合する。

また、証拠(甲47の32)及び弁論の全趣旨によれば、生徒の中には、Cがお腹が鳴って周りの人にバカにされているとの話を聞いた者がいることも認められ、本件ノート2記載中の当該部分は、この事実関係からも裏付けられる。

b 次に、本件ノート2の当該記載のうち、「上の教室のイスを引く音、隣の教室からも聞こえるイスの音や、ドアを開ける音を、自分が出した音(腹の音)と勝手に決めつけ、愚知(ママ)っているのが聞こえた。・・・それから、よく変んな(ママ)ことが起きた時に人が露骨にする動作、のどを鳴らすということがはじまった。音(イスをひく音)が授業中にきこえるたびに、のどを多くの奴に鳴らされ(た)」(甲28)との部分についても、①中学3年時にCが在籍したS1クラスでは、クラスメイトの間で、小さなことからかったり、からかわれたりすることが日常茶飯事のように行われており(前記1(4)ア)、クラス全体の雰囲気として、日常的に些細な「いじり」と称されるようなからかいが頻繁に起こる土壌が存在していたものと認められること、②Cが、中学3年の2学期から3学期頃にかけて、本件小部屋やトイレの壁に「いい加減に気づけ」「上の教室が椅子を引く音とお腹の音と勘違いする勘違い野郎」「君たちは知らない、あれは机、いすの音」「ざんげしろ」「殺す」などという意味の暗号が書かれた紙を貼っていたこ

と（前記 1 (4) エ）、③当該暗号の内容を知り、生徒の中には「俺、殺される」と話していた者もいたこと（前記 1 (4) オ）等の事実関係と極めて良く整合する。

また、C が、本件ノート 2 において、C に「のどならし」を行ったとされる複数の生徒を実名で特定するとともに、生徒毎に C に「のどならし」を行った頻度を記載していること（前記(イ)）からすれば、本件ノート 2 における当該記載が C の誤解等に基づくものとは考え難い。

C は、本件ノート 2 のみならず、本件ノート 1 においても、「1 2 月から自分じゃないから（超激怒）1 度もなってませんから！！知ったかして笑うな。・・・おまえらが勝手に自分となすりつけるから、自分は対音恐怖症になって、自分じゃないのに震えたり、ちゃんと立てなくなっただから。・・・わざわざ前暗号までかいたのに、お前らは気付かなかった。人がどこまでおいこまれたか知れ。くそ！」などと、C が中学 3 年時のクラスメイトから椅子を引く音などの周囲の音を C のお腹の音と結び付けられていたことを示唆する内容の記載をしている（甲 2 7）。このことから、C の本件ノート 2 中の当該部分が、C の誤解や誇張でないことが推認される。

(エ) 以上によれば、本件各生徒アンケート及び本件生徒ヒアリングにおいては、C のお腹が鳴る音を直接聞いたという回答は存在せず、C のお腹の音に結び付けるクラスメイトの言動について直接見聞きしたという回答が存在しなかったこと（甲 4 7～5 5、6 3、乙 4 6、4 7）を踏まえても、C は、中学 3 年時、複数のクラスメイトから、C のお腹の音が鳴ることについて愚痴を言われたり、椅子を引く音などの周囲の音を、C のお腹の音と決め付けられて愚痴を言われたり、椅子を引く音などがした際に、クラスメイトからのど鳴らしをされていたものと認められる。

したがって、本件行為①～④は認められる。

- (カ) そして、Cが本件行為①～④により大きな心身の苦痛を受けていたことは、「中3の時から崩れ始めた。」(甲25)、「音(イスがひく音)が授業中にきこえるたびに、のどを多くの奴に鳴らさせ、ぼくは対人恐怖症というやまいにかかった。」(甲28)、「おまえらが勝手に自分となすりつけるから、自分是对音恐怖症になって、自分じゃないのに震えたりちゃんと立てなくなったから」(甲27)等の本件各遺書及び本件各ノートの記載に照らし、優に認められる。

- (キ) よって、本件行為①～④は、Cに対するいじめ行為に該当すると認められる。

イ 本件行為⑤について

- (ア) 原告らは、Cが、中学3年生の2学期に、クラスメイトからCが本件小部屋に入ることを面白がられて大勢で付いて来られたり、本件小部屋のドアを無理やり開けようとされたりするいじめを受けていた旨主張する。

- (イ) そこで検討すると、中学3年時、Cは、授業の合間の休憩時間中に本件小部屋に頻繁に閉じ籠るようになったところ、本件各生徒アンケート(甲47、乙46)においては、大勢の生徒がCの後をつけて見に行ったり、本件小部屋の扉を叩いたりしてCをからかっていた生徒がいたとの回答が複数存在しており、中には、C以外の生徒が本件小部屋の扉を無理矢理開けようとしていたとの回答も存在する。

以上によれば、本件行為⑤は認められる。

- (ウ) なお、Cは、本件行為⑤を受けた心情等を本件各遺書、本件各メモ及び本件各ノートに特段記していない。しかし、本件小部屋に頻繁に籠もるようになったCの心情を慮れば、Cが本件行為⑤により心身の苦痛を受けたことは容易に推認される。

このことは、本件生徒ヒアリングにおいて、「扉から出てきたC君は普通だった」と述べる生徒がいる（乙47の5）ことを踏まえても左右されない。

- (エ) よって、本件行為⑤は、Cに対するいじめ行為に該当すると認められる。

ウ 本件行為⑥について

- (ア) 原告らは、Cがトイレに行っているときにクラスメイトからCの鞆や机を漁られていた（本件行為⑥）と主張する。

- (イ) そこで検討すると、本件生徒ヒアリングにおいて、要旨次のとおり説明した生徒が存在することが認められる（甲48）。

「S1クラスの男子生徒がCをからかっており、Cの鞆の中を勝手に漁っていたところ、誰に書いてあるか分からない手紙が書いてあって(出てきて)、「やばいやばい俺かもしれない」と男子がワーンとなっていたが、女子はみんな冷めていて、鞆をあさるのはやめた方がいいよ、といった記憶がある。」

この点、当該生徒に虚偽の説明をする動機は見当たらない上、当該説明は、経緯を含め具体的かつ詳細であり、信用性を否定する事情は全く見当たらないから、十分信用することができる。本件行為⑥は認められる。

- (ウ) なお、Cは、本件行為⑥を受けた心情等を本件各遺書、本件各メモ及び本件各ノートに特段記していないが、経験則上、鞆を勝手に漁られることを快く感じたり、あるいは何も感じなかったりすることは考え難いことから、Cが本件行為⑥により心身の苦痛を受けたことは容易に推認される。

「男子がワーンとなっていた」ことからすると、本件行為⑥にCが一切気付かないことは、あり得ない。

- (エ) よって、本件行為⑥は、Cに対するいじめ行為に該当すると認められる。

エ 本件行為⑦について

- (ア) 原告らは、Cが授業中にクラスメイトからつつかれて先生に気付かれるか気付かれないかと楽しんでいた（本件行為⑦）などと主張する。

- (イ) そこで検討すると、本件生徒ヒアリングにおいて、「からかう・・・授業中につついて、先生にきづかれないか、気づかれるか、みたいな。」と説明した生徒が存在することが認められ（甲48）、授業中にCがクラスメイトからつつかれることがあったこと自体は認められる。

- (ウ) しかし、その前後の文脈等は一切不明であり、Cも本件行為⑦を受けたことを本件各遺書、本件各メモ及び本件各ノートに特段記しておらず、これに関する他の証拠も一切ないことからすると、本件生徒ヒアリングの上記結果から直ちにCがいじめを受けていたものとは認められない。

- (エ) よって、本件行為⑦は、Cに対するいじめ行為であるとは認められない。

オ 本件行為⑧について

- (ア) 原告らは、Cが本件小部屋に書いた暗号について、クラスメイトからCは「なんであんな文字書いとっとや!」「こいつやばい」「こいつこわい」などと言われていた旨主張する。

- (イ) そこで検討すると、本件生徒ヒアリングにおいて、「暗号のことは、みんなが騒いでいたのは知ってる。・・・教室でC君がいる前で、5、6人の男子が「こいつやばい」「こいつこわい」と言ってた」と説明した生徒が存在することが認められる（乙47の9）。

当該生徒が虚偽の説明をする動機は見当たらない上、当該説明は、Cが本件小部屋に籠もること自体をクラスメイトから面白がられて大勢で付いて来られていたこと（本件行為⑤）、Cが記した暗号の内容を知って

クラスが騒々しくなり、Cのことを気味悪く思ったり、怖がったりする生徒が一部にあらわれ、生徒の中には「俺、殺される」と話す者までいたこと（前記1(4)オ）等の事実関係とも良く整合する。

5 以上によれば、当該生徒の上記説明は信用することができるから、本件行為⑧は認められる。

(ウ) なお、Cは、本件行為⑧を受けた心情等を本件各遺書、本件各メモ及び本件各ノートに特段記していないが、本件行為⑧の内容からすれば、これを受けたCが心身の苦痛を受けたことも容易に推認される。

(エ) よって、本件行為⑧は、Cに対するいじめ行為に該当すると認められ
10 る。

(2) 高校1、2年時のCに対するいじめの有無

ア 本件行為⑨～⑪について

(ア) 原告らは、高校進学後もCはクラスメイトから椅子の音などがした時にその音をCが出したものとして愚痴を言われたり（なお、「のどならし」
15 を受けていたとの主張については、後記イにおいて検討する。）、Cが鳴らしたというデマを広められたりしていたと主張し、その根拠として、本件メモ2におけるCの次のような記載を指摘する。

「そして今日（注：Cが本件メモ2を記載したのは冒頭の日付からすれば平成29年3月23日であると認められる。）、3時間目の最初のほ
20 うにだれか（の）おなかのおとがなった。（2回）それを勝手にぼくがな
らしたとデマを広めるクズがいた。そいつはよくもう1人のクラスメイトをトイレにつれてぐちをいていたのだろう。（4階のほうでオニギリを食べていたので嫌でも悪口が男子トイレからきこえる）そいつはぼく
25 のおなかのほうに昔タブレットを向けて録音しようともしていた。もう1人がにやにやわらっていた。むかついた。せいぜい後悔しろ。」（甲30）

(イ) そこで検討するに、Cが「デマを広めるクズがいた」と考えることの根拠は、「そいつはよくもう1人のクラスメイトをトイレにつれてぐちをいっていたのであろう」ことであるが、これは、飽くまでもCの推測に過ぎないものである。そして、階下のトイレ内の話し声が階上にいたCにまで聞こえることは考え難く、その裏付けもない。

以上によれば、Cの本件メモ2中の上記記載は直ちに採用できず、当該記載をもって、Cがお腹が鳴ることでクラスメイトから愚痴を言われたり、デマを広められたりした事実関係は認められない。本件行為⑨及び⑩は認められない。

(ウ) また、本件メモ2中の「タブレットを向けて録音しよう（された）」との部分についても、本件メモ2の記載によれば、Cがタブレットを向けられたというのは「昔」の出来事であるというのであるから、これが高校1年時の出来事であるかどうかは全く不明というほかない。また、本件生徒ヒアリングにおいて、数名の生徒から、配布されたタブレットには録音機能が搭載されていないことから、勘違いではないかとの指摘がされている（乙47の1、同5及び同9）ことも踏まえると、本件メモ2中の上記記載のみを根拠に、クラスメイトがCのお腹の音に関連する何らかの行為として、タブレットをお腹に向けたという事実は直ちに認め難く、他にこれを認めるに足りる的確な証拠は存在しない。したがって、本件行為⑪も認められない。

(エ) なお、本件生徒アンケート1では、「C君が残した文書には、高校生になっても、「のど鳴らしでdisられる」、「(他の人が) お腹にタブレットを向けて録音しようとしていた」、「お腹の音を僕が鳴らしているとデマを流された」などと書かれていました。このことについて、見たたり聞いたりしたことはありますか？」との問いに対し、「ないです」「ありません」との回答が圧倒的であり、Cの本件ノート2の記載を裏付け

たり、これを示唆したりするような有意な回答は全く見られなかった(甲 4 7)。

他方で、本件委員会が再度実施した本件生徒アンケート 2 の設問 2 では、「高校 1 年生のとき、C 君のいた教室の椅子を引く音、上の教室の椅子を引く音、隣の教室の椅子を引く音、ドアを開け閉めする音が鳴った時に、その音を C 君が出した音と決めつけ他の生徒が愚痴っているのを見たり聞いたりしたことはありますか？」との質問に対し、「1 回くらいあった」の選択肢中にチェックしている生徒が、1 人のみであるが存在することが認められる (甲 6 3)。

しかし、本件生徒アンケート 2 の設問 2 においては、大多数の生徒が「全く 1 回もなかった」にチェックを付していること (甲 6 3) に加え、本件生徒ヒアリングにおいては、高校進学後の C に関し、「からかう人がいなくなった。男子も少ない、普通におとなしく、今までのからかいもない。」(乙 4 7 の 1)、「からかいも、高校では見ていない。」(乙 4 7 の 3)、「高校で、クラスの人からディスられているというイメージもない。むしろ少ない中で、みんなで頑張ろうという雰囲気だった」(乙 4 7 の 6)、「男子 3 人は仲良さそうだった」(乙 4 7 の 9)、「高校に入ってから、からかわれたり、ディスられている、いじられる感じはしていない」(乙 4 7 の 1 1) などと、高校進学後の C に対するからかい行為を明確に否定する回答が散見されることからすると、本件生徒アンケート 2 の設問 2 における上記回答の信用性については、相当慎重に吟味せざるを得ないところ、上記回答だけでは、いつ、いかなる状況下での出来事であるのか自体判然とせず、その信用性を吟味することは不可能というほかないから、これをもって C の本件メモ 2 の上記記載の裏付けということではできない。

イ 高校進学後の C に対する「のどならし」の有無についての補足説明

(7) 原告らは、Cが高校進学後もクラスメイトから「のどならし」といういじめを受けていた（本件行為⑨）と主張するので検討すると、Cが平成29年3月23日に記載した本件メモ2中には、次の記載があることが認められる（甲30）。

5 「(中3の)2015年12月の定期(試験)直後から(高1の)2016年7月31日までは、おまえらがずっとかんちがいしてたせいで、かなりいらついていた。毎時間毎時間うるさい??ふざけるな」「高1でクラスに新しくなった人でもめちゃくちゃdis(る)やつもいた。高1の2学期と中3の3学期にめちゃくちゃdisられた。ていばんののどならしで。」

10 また、本件メモ2の2枚目には、Cが矢印を横に引いて中学3年(2015年)の4月から高校1年(2017年)の3月までの時系列を作り、「2015年11月(中学3年)から2016年7月(高校1年の夏休み前)」までの期間については、「かんちがい時期 それとdisがひどくなった時期 怖くて手足、体がふるえはじめた オニギリとかカロリーメイトを10分休みにたべはじめ、おなかがなくなくなり、少し安心したのに・・・」と記載し、「2016年9月(高校1年の夏休み後)から2017年3月」までの期間については、「かんちがい時期(2学期まで継続)disによりのどがへんになかんじな状態でつばがたまりまくった時期 のどをよくならしていた。(ならさないとたぶん呼吸がさらにあらくなり病気になるので)」と記載していることも認められる（甲30）。

20 すなわち、Cは、本件メモ2において、高校進学後もクラスメイト等から「dis」を受けていたと記載しているところ、本件メモ2中の「高1の2学期と中3の3学期にめちゃくちゃdisられた。ていばんののどならしで。」旨の記載からすれば、当該「dis」の一部が「のどなら

し」であることは明らかである。しかし、Cが本件メモ2に記載している高校1年時の「d i s」が、全てCのお腹の音に結び付けた何らかの行為を指すものかどうかについては全く判然とせず、その具体的内容は判然としない。

5 (イ) そこで検討するに、前記(ア)で引用したとおりの本件メモ2の記載に加え、①Cが、高校進学後もお腹が鳴らないように間食を持参し、中学3年時から頻度が減ったものの、教室とは別の場所でおにぎり等の間食を食べていたこと（前記1(8)イ）、②Cは、高校1年時の平成28年10月頃から、自分のつばを飲み込む音さえ周囲に聞こえないかどうかを気にするようになり、唾を口に溜めるようになったこと(前記1(8)エ)、
10 以上のとおりの事実関係を総合すれば、Cが、高校進学後も、自分のお腹の音のみならず、椅子を引く音、クラスメイトがのどを鳴らす音などの周囲の音につき相当敏感になっていたことが認められる。

(ウ) しかし、仮に、椅子を引く音などがした後にクラスメイトが「のどならし」の音を発することがあったとしても、これが果たしてCに対し向けられた行為であったかどうかについては、全く定かとはいえない。

すなわち、前判示のとおり、本件メモ2における記載からすれば、中学3年時には、そのような「のどならし」がクラスの多人数により行われていたことが認められる。また、そのような「のどならし」が始まった経緯としては、Cのお腹の音が鳴ったことが契機であったとも認められる。したがって、中学3年時のクラスメイトによる当該各行為が、C
20 に対して向けられた行為であり、かつ、Cに対するいじめ行為であったことは認められる（本件行為①～④）。

しかしながら、前記1(8)アで認定したとおり、Cが高校に進学した後は、クラスの状況は、D中学時代とは様変わりしていた。すなわち、前記1(7)で認定したとおり、Cが在籍していたS3クラスは、D高校の進
25

学コースの中でも成績優秀者が集められた最上位クラスであった。S 3
クラスは、21名のクラスメイトのうち、D中学3年のS 1クラスから
の内部進学者は12名であったが、そのうちCを含む男子生徒3名以外
は女子生徒であり、男子生徒についても、その半分は中国からの留学生
であり、男子生徒のうち日本人生徒は、Cを含め3名しかいなかった。
このようなことから、高校進学後のS 3クラスの状況は、中学3年時の
S 1クラスのような騒がしい状況からは、まるで様変わりしており、ク
ラスメイトの間で日常的にからかったり、からかわれたりするような状
況には無かった（前記1(8)ア）。

以上によれば、当時のD高校S 3クラスには、クラス全体の雰囲気と
して、日常的に些細な「いじり」と称されるようなからかいが頻繁に起
こるような土壌はなかったものと推認される（このことは、本件各生徒
アンケート及び本件生徒ヒアリングの結果からも裏付けられる。）。

(エ) 確かに、Cが、高校進学後も、自分のお腹の音のみならず、椅子を引
く音、クラスメイトがのどを鳴らす音などの周囲の音について相当敏感
になっていたことは認められる（前記(イ)）。しかし、Cは、既に中学3
年時から音に過敏な状況に陥っていたのであるから（前記(1)ア(オ)参
照）、高校進学以降も、Cが、自分のお腹の音のみならず周囲の音に敏感
になっていたことは、中学3年時のCの心理状態から合理的に説明し得
るものである。高校進学後もCがお腹の音や周囲の音に敏感になってい
たからといって、Cに対し、高校進学後にも、クラスメイトからCのお
腹の音と結び付ける言動等がされていたとは、直ちに推認し難い。

(オ) そして、前記ア(エ)記載のとおり、本件各生徒アンケート及び本件生
徒ヒアリングにおいて、高校進学後のCに対するからかい行為の存在を
明確に否定する回答が散見されることも併せ考えると、仮に、Cが高校
進学後、椅子を引く音などがした後にクラスメイトの誰かが「のどなら

し」をしたことがあったとしても、これをCに向けられた行為であると断定する根拠は乏しいというべきである。したがって、Cの本件メモ2の記載（「高1の2学期と中3の3学期にめちゃくちゃdisられた。ていばんのどならしで。」）や、これに類似する本件ノート1における記載をもって、Cが高校進学後もクラスメイトから「のどならし」のいじめ行為を受けていたものと認めるには足りない。

5 (カ) なお、本件生徒アンケート1では、本件メモ2におけるCの上記記載を示唆する有意な回答は全く見られなかった（甲47）。

他方で、本件委員会が再度実施した本件生徒アンケート2の設問1においては、「高校1年生のとき、C君のいた教室の椅子を引く音、上の教室の椅子を引く音、隣の教室の椅子を引く音、ドアを開け閉めする音が鳴った時に、他の生徒が「のどならし」等をしているのを見たことはありますか？」との質問に対し、「1回くらいあった」の選択肢中にチェックしている生徒が1人のみであるが存在することが認められる（甲63）。

15 しかし、本件生徒アンケート2の設問1においては、大多数の生徒が「全く1回もなかった」にチェックを付していること（甲63）に加え、本件各生徒アンケート及び本件生徒ヒアリングにおいては、高校進学後のCに対するからかい行為を明確に否定する回答が散見されること（前記ア(エ)）からすると、本件生徒アンケート2の設問1における上記回答の信用性については、相当慎重に吟味せざるを得ないところ、上記回答だけでは、いつ、いかなる状況下での出来事であるのか自体判然とせず、その信用性を吟味することは不可能というほかないから、これをもってCの本件メモ2の上記記載の裏付けということはできない。

25 更に、本件生徒アンケート1によれば、高校でCが「からかわれたり、「disられていた」り、何か言われたりしていることはありましたか？」との問いに対し、「どんな内容かは知りませんが、よくイジられていた気

がします。」と回答した生徒がいることが認められる（乙４６の１７）。

しかし、この回答についても、「イジられていた」ことの内容は全く不明であるから、これをもってＣの本件メモ２中の上記記載の裏付けということとはできない。

- 5 (キ) 以上によれば、Ｃが高校進学後にもクラスメイトから「のどならし」のいじめ行為を受けていたとは認められない。

ウ 本件行為⑫について

原告らは、本件行為⑫として、Ｃの声真似や学習合宿での寝言の真似をクラスメイトがしたと主張する。

- 10 確かに、本件生徒ヒアリング（甲４７の１）において、これに沿う説明をした生徒がいることは認められる。

- しかしながら、本件行為⑫は、詳細は明らかでないものの、一般的に友人同士の冗談の域を出るとはいえない行為であって、Ｃも本件行為⑫を受けたことを本件各遺書、本件各メモ及び本件各ノートに特段記していない。
- 15 本件行為⑫は、それ自体としても、直ちにＣに対し心身の苦痛を与えるものとまでは認め難いものであり、この点に関する証拠が乏しいことからすると、本件行為⑫がいじめ行為であるとは認められない。

(3) 小括

- 以上によれば、Ｃは中学３年時にクラスメイト等から本件行為①～⑥及び
- 20 ⑧のいじめ行為を受けていたものと認められる。他方、高校進学後は、Ｃに対するいじめ行為の存在は認められない。

そこで、以下、Ｃが受けていた各いじめ行為を「本件いじめ行為」と総称して、争点２以下につき検討する。

3 争点２（被告の安全配慮義務違反の有無）について

- 25 (1) 学校の設置者等は、私立学校の場合には在学契約に付随する安全配慮義務として、学校における教育活動及びこれに密接に関連する生活関係における

5

生徒の安全に配慮すべき義務があり、特に、生徒の生命、身体、精神、財産等に大きな悪影響ないし危害が及ぶおそれがあるときには、その危害の現実化を未然に防止するため、その事態に応じた適切な措置を講じる一般的な義務（安全配慮義務）があるところ、いじめが、生徒の生命又は心身に重大な危険を生じさせ得る行為であることからすれば、いじめが確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するために必要な措置を講ずべき義務（いじめ適正対処義務）を負うというべきである。

10

また、いじめは、いじめを受ける生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するものであるばかりか、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えかねないものである上、その性質上、周囲の目を避ける形で発生し、外部から把握しにくい形で行われることもあり得ることからすれば、学校の設置者等には、いじめを早期に把握することができるよう、当該学校におけるいじめを早期に発見するための体制を構築すべき義務（いじめ早期発見体制構築義務）があるというべきである。

15

- (2) Cは、中学3年時、クラスメイトからCのお腹の音が鳴ることについて愚痴を言われたり、椅子を引く音などの周囲の音を、Cのお腹の音と決め付けられて愚痴を言われたり、椅子を引く音などがした際に、クラスメイトからのど鳴らしをされるといういじめ行為を受けていた(本件行為①～④)。Cは、お腹が鳴ることを警戒する余り、休憩時間に本件小部屋に頻繁に閉じ籠もって間食を取るようになったところ（前記1(4)ウ）、クラスメイトからは、Cが本件小部屋に閉じ籠ることに關しても、大勢で付いて来られたり、無理やりドアを開けられるなどのいじめ行為すら、受けていたものである（本件行為⑤）。Cは、これに対して暗号を書いたところ（前記1(4)エ）、その暗号が他の生徒により容易に解読されるようなものであったことや、当該暗号の内容に照らすと、当該暗号を書くことで、Cは、クラスメイト等に対し、周囲の音とCのお腹の音とが結び付けられることが誤解であることや、クラスメ

20

25

イトが周囲の音をCの音と結び付けることに対するCの悔しさ、怒り、辛さを気付かせようとしたものと推認される。しかし、Cの意図は伝わらず、かえって、Cは、一部のクラスメイトからは、気味悪く思われたり、怖がられたりした（前記1(4)オ）。

- 5 (3) そこで検討すると、本件小部屋は、D中学の1階にある玄関ホール脇の掃除道具入れであり、Cは、このような本件小部屋に頻繁に閉じ籠もっていたものであるところ、生徒がこのような掃除道具入れの小部屋に閉じ籠めることは、客観的に見て、相当異様な状況と言わざるを得ない。しかも、Cの当該行動は、その後も長期間にわたり頻繁に繰り返されており（前記1(4)ウ）、
10 当時から複数の生徒に認識されていたことさえ認められる（甲47～55、63、乙46、47）。

以上によれば、D中学の教員らがCの当該行動を認識し得なかったとは到底考えられない。

- 15 (4) もっとも、Cの中学3年時のクラス担任であったF教諭は、当裁判所の証人尋問において、中学3年時、CがクラスメイトからCのお腹の音が鳴ることについて愚痴を言われたり、椅子を引く音などの周囲の音を、Cのお腹の音と決め付けられて愚痴を言われたり、椅子を引く音などがした際に、クラスメイトからのど鳴らしをされていたこと（本件行為①～④）のみならず、Cが休憩時間に本件小部屋に籠もっていたこと（本件行為⑤）にも気付いて
20 いなかった旨証言する。

この点、前記(3)の事情に加え、①Cが書いた暗号が解読された際には、クラスが騒然となったこと（前記1(4)オ）、②本件生徒ヒアリングにおいて、「休み時間なので先生は見ることはないだろうけど、先生の担任に1回「お前大丈夫か」と聞かれたことがある、とC君から聞いた。」と回答する生徒が存在する（甲52）ことからすれば、F教諭の上記証言には疑問の余地があると言わざるを得ない。

しかし、他方で、F教諭が、中学3年時、Cがクラスメイトから受けていたと認められるいじめ行為を認識していたと積極的に認めるに足りる証拠も存在しない。そうすると、本件においては、CがクラスメイトからCのお腹の音が鳴ることについて愚痴を言われたり、椅子を引く音などの周囲の音を、Cのお腹の音と決め付けられて愚痴を言われたり、椅子を引く音などがした際に、クラスメイトからのど鳴らしをされていたこと（本件行為①～④）のみならず、Cが休憩時間に本件小部屋に閉じ籠もっていたこと（本件行為⑤）を、当時のCのクラス担任であったF教諭は、全く認識していなかったことを前提に検討すべきところ、仮に、F教諭が証言するとおり、当時のクラス担任であったF教諭が、本件行為⑤のようなCが休憩時間に本件小部屋に頻繁に閉じ籠もるという事態にさえ一切気付いていなかったものとする、本件学校においては、本件基本方針等が求める各種取組（例えば、教職員は、観察力や対応力を日頃から高める努力をするであるとか、教職員は、日頃から生徒との信頼関係の構築に努め、生徒の些細な変化も決して軽く見ず、日頃から生徒が相談しやすい学級作りを心掛ける等の取組である。前提事実(7))は、いずれも何ら実践されていなかったものとししか考えられない（実践されていれば、事柄の性質・内容に照らし、容易に認識、把握されていたはずである。）。

(5) この点、更に具体的に本件学校における本件基本方針等の取組状況についてみると、次のとおりである。

ア 本件基本方針等によれば、いじめの早期発見のため、教職員は、定期的なアンケート・三者面談を実施するなどして生徒の現状把握に努めるものとされており、事実、Cが中学3年生の頃や、高校1年、2年生の頃にも、本件学校においては定期的なアンケートが実施されていたことに加え、本件学校においては、スクールカウンセラーが配置され、その配置と活用が「ほけんだより」を通じて生徒や保護者に周知されるとともに、いじめ問

題に関する教職員に対する研修及び生徒に対する講話も一応実施されていたことが認められる（以上、乙５９～６１、６３、７０、７１、７６、証人F、証人G）。

イ しかしながら、証拠（甲９、４０、４１、５８、証人E）及び弁論の全趣旨によれば、例えば、D高校が平成２８年１２月及び平成２９年３月に実施したアンケートの集計結果によれば、「今の学年になって、いじめられたことがありますか」との問いに対する「ある」との回答が、平成２８年１２月実施分には１２件あり、「ない」との回答が１１５３件であることを踏まえると、「ある」との回答が１％存在したこと、平成２９年３月実施分には、「ある」との回答が５件存在し、「ない」との回答が７６４件存在したことを踏まえると、「ある」との回答が０．６％存在したことが認められるばかりか、平成２５年４月～平成２９年４月までの間には、本件学校においては、少なくとも７件のいじめ事案が存在したことが認められるにもかかわらず、本件基本方針等においていじめ対策の中心と位置付けられていた本件いじめ対策委員会は、少なくともCが死亡する平成２９年４月までの間、本件学校においては１度も開催されたことはなかったことが認められる。

ウ このことにつき、E教頭は、本件基本方針等では、本件いじめ対策委員会がいじめ防止対策の要とされているものの、現実（実際）は、本件いじめ対策委員会は、中学部会や学年会での情報共有と意見交換の結果、いじめの疑いがあるとされた場合に開催される建付けとなっており、この現実を踏まえると、中学部会や学年会が、本件いじめ対策委員会の機能の一部を代替する組織となっていた旨陳述する（乙７６）。

エ しかし、証拠（乙５８の２）及び弁論の全趣旨によれば、例えば、平成２６年１２月１０日のD中学で行われた中学部会についてみると、確かに、あるいじめ行為について中学部会において情報共有がされているものの、

その議事録においては、「基本的にいじめの当事者同士＋担任で対応し、解決することで、人間力をつけさせる。(親は出さない、出るならその後)」などと記載されており、また、平成27年3月23日の中学部会についてみると、その議事録においては、「いじめとは、私学では理事会が決定するので、簡単に返答しないこと。基本的には、子ども同士で問題を解決するような指導をする。遣り取りは全て必ず記録を行い、パソコンに保管しておく」と記載されていることが認められる。これらの記載からすれば、本件学校においては、いじめか否かの判断すら行わず、基本的には当事者である生徒同士で問題を解決するよう担任に指導させるなどという、本件基本方針等（生徒の日常の行動を観察して、たとえ遊び・悪ふざけに見える行為であっても、少しでもいじめではないかと疑念が生じた場合には、その場で速やかに介入し、その行為を止めさせる、いじめの事案の第1発見者は、必ず本件いじめ対策委員会に速やかに報告し、その後、本件いじめ対策委員会が中心となり、速やかに指導・支援体制を立ち上げるというもの。前提事実(7))から全くかけはなれるばかりか、それ自体不適切な方針が取られていたことが認められる。なお、中学部会において作成された議事録は、D中学の教頭が報告を受けて確認印を押すことになっており、議事録に記載された内容は、D中学全体の方針であったといわざるを得ない（乙58の2、証人F）。

オ 更に、当裁判所の証人尋問において、F教諭が「本件基本方針等について見たことがあるか」との趣旨の問いに対し「記憶にありません」と証言し、G教諭が「内容、細かくは把握できてないかもしれないです」と証言したことも併せ考慮すると、本件学校において、本件基本方針等は教員らに全く周知徹底されておらず、これに沿った対応は何らとられていなかったことが推認される。

(6) また、本件各生徒アンケートや本件生徒ヒアリング（乙46の1・2・7・

28、47の9・11)においても、いじめや悩みについて、教員に相談したくない、相談できないと回答した生徒もあり、このことから、本件学校においては、日ごろから生徒との信頼関係構築に努め、生徒の異変の情報共有を図ることなどの本件基本方針等の各種取組が実践されていなかったことが推認される。

5

(7) 以上を踏まえると、本件学校において、当時から既に多数の生徒により認識されるに至っていたCが本件小部屋に籠るという異様な状況について、本件学校の教員らが認識・把握できなかったのは、当時、本件基本方針等が全く周知徹底されておらず、いじめは理事会が決める、当事者間で解決させるといった不適切な方針がとられていたことも相まって、本件基本方針等の定める各種取組が講じられていなかったことに起因するものと指摘せざるを得ない。

10

(8) そして、仮に、本件学校において本件基本方針等が定めるいじめ早期発見のための各種取組が講じられていれば、本件学校の教員においては、少なくともCが休憩時間に本件小部屋に頻繁に閉じ籠っていたことは容易に認識できたものと認められる。その上で、本件学校の教員らが、このような異様な行動を取るまでに追い込まれていたCの心情把握に努めれば、中学3年時、Cがクラスメイトからいじめを受けていたことも容易に認識し得たものと認められ、ひいては、本件いじめ行為のうちの一部を防止することができたとともに、Cが当時いじめにより受けた心理的苦痛のケアも図ることができたものと認められる。

15

20

(9) 以上によれば、被告にはいじめ早期発見体制構築義務違反及びいじめ適正対処義務違反があったと判断される。

4 争点3 (いじめ又は安全配慮義務違反と本件自死との因果関係の有無等)

(1) 本件いじめ行為と本件自死との事実的因果関係について

25

ア 被告の安全配慮義務違反と本件自死との相当因果関係の有無を検討す

る前提として、まず、本件自死と本件いじめ行為との事実的因果関係の有無について検討すると、次のとおりである。

イ Cは、本件遺書1（甲23）において、自死する理由がいじめではなく、自己嫌悪、自暴自棄などと述べている。しかし、これは、「いじめ」という言葉が、当時、本件遺書1を書いたCの頭の中にわずかでも浮かんだことを示しているから、その記載を額面通りに受け取ることは相当ではない（本件報告書の検討も同旨）。

ウ Cは、「(中学3年時) 音（イスがひく音）が授業中にきこえるたびに、のどを多くの奴に鳴らされ、ぼくは対人恐怖症というやまいにかかった。」旨、本件ノート2に記載し（甲28）、本件ノート1には、「おまえらが勝手に自分となすりつけるから、自分是对音恐怖症になって、自分じゃないのに、震えたり、ちゃんと立てなくなったから」旨記載している（甲27）。

これに対し、日頃からCを身近で最も良く観察していた原告ら家族は、Cが、中学3年生の2学期頃から、C自身やHの鉛筆やシャープペンシルに歯型をつけるという行動をとるようになったこと以外には、日常生活におけるCの様子に変わった印象は持っていなかったのであるから（前記1(5)）、当時のCの精神状態は、必ずしも判然としないといわざるを得ない。しかしながら、Cが、中学3年時、お腹の音が鳴ったことに愚痴や陰口を言われたこと（本件行為①及び②）を契機に、休み時間になると本件小部屋に閉じ籠って間食を食べるようになったことからすると、当時、Cがお腹の音に相当敏感になっていたことは明らかである。

エ また、Cは、お腹の音が鳴らなくなった後も、クラスメイトから椅子を引く音などの周囲の音を、Cのお腹の音と決め付けられて愚痴を言われたり、椅子を引く音などがした際に、クラスメイトからのど鳴らしをされていた（本件行為③及び④）。クラスメイトによるこれらの言動は、お腹の音に相当敏感になっていたCにとって、大きなストレスであったことは容易

に認められるばかりか、前記 1 (15) ウ及び 2 (1) ア記載のとおりの本件各ノート及び本件各メモの記載内容に照らすと、これらの言動に対して C が悔しさ、怒り、辛さを感じたことも容易に推認される。これに対し、C は、暗号を書くことで、クラスメイトに対し、自己の気持ちを知らせようとしたものと推認される（前記 3 (2)）。しかし、暗号は解読されたものの C の意図は一向に伝わらず、かえって、前記 1 (4) オで認定したとおり、C は、クラスメイトから気味悪く思われたり、怖がられたりするようになってしまい、このことで C が更に孤立感を深めていったことも推認される。

オ C は、高校 1 年生の 10 月頃には、自分のつばを飲み込む音さえ周囲に聞こえないかどうかを気にするようになったところ（前記 1 (8) エ）、これも中学 3 年時に受けた本件行為①～⑤のいじめ行為が原因であると推認することができる。

カ そして、C が、「中 3 の時から崩れ始めた。」旨、本件遺書 3 に記載していること（甲 25）に加え、中学 3 年当時から一部の生徒が C の精神状態の悪化を感知していたこと（前記 1 (4) オ）からすると、中学 3 年当時から C の精神状態が悪化していたことがうかがわれ、本件自死の要因のひとつが中学 3 年時の C に対する本件いじめ行為であったことは否定できない。

キ そうすると、少なくとも、本件いじめ行為がなければ、C が本件自死に至らなかったという意味において、本件いじめ行為と本件自死との間には、事実的因果関係が認められるというべきである。

ク しかしながら、民法 416 条 1 項は、債務不履行によって通常生ずべき損害（通常損害）を規定するところ、債務不履行によって現実に生じた損害のうち、債務不履行があれば一般的に生ずると認められる損害だけを相当因果関係に基づく損害として賠償させることとし、同条 2 項は、債務不履行の場合に特別な事情によって生じた損害（特別損害）を規定し、特別の事情によって生じた損害であっても、債務者が当該特別の事情を予見す

べきであったときは、公平上、これを賠償させるものとしたものであるから、本件いじめ行為と本件自死との間に事実的因果関係が認められるとしても、当然にその範囲で賠償が認められることにはならない。

そこで、以下、被告の安全配慮義務違反と本件自死との間に相当因果関係が認められるかどうかについて検討する。

(2) 被告の安全配慮義務違反と本件自死との相当因果関係について

ア 本件いじめ行為の性質、内容等について

(7) 前記2で検討したとおり、中学3年時、Cに対しては本件いじめ行為が反復・継続されていたところ、本件いじめ行為は、学校がそのいじめ行為を把握し得るものであったにもかかわらず適切な対応がなく、Cが中学を卒業するまで改善がされなかったものであるから、Cに大きな心理的苦痛を与え、その心身に重大な影響を与えたものであったことは明らかである。前判示のとおり、Cには中学3年時から精神状態の悪化も

(イ) しかし、本件いじめ行為は、Cの身体に対する有形力の行使を伴うものではなく、侮辱の内容も、直ちにCの人格や人間性を否定するようなものとまでは認められない。

(ウ) また、更に本件いじめ行為の具体的内容のほか、本件いじめ行為が行われるに至った経緯及び状況、本件いじめ行為を受けたCの心理的苦痛の程度等につきみると、次のとおりである。

a 証拠（乙46、47）及び弁論の全趣旨によれば、本件生徒アンケート1及び本件生徒ヒアリングにおいては、中学3年時の本件いじめ行為に関する回答として、「そこまでひどくdisられていたのは見ませんでした」（乙46の1）、「disられたと言うよりは、みんなにいじられていた」（乙46の8）、「disるとは相手のことを悪くいうような意味があります。だれもCくんのことをdisするという行為や言

動はなかったと思います。」(乙46の32)、「2～3学期のころ、Cくんのことをからかう人が増えたが、それがお腹のことかどうかは分からなかった。女子は、男子がばかだなあ～と思っていた。」(乙47の1)、「ディスられていたということに心当たりは、暗号のことでからかっている男子はいたが、ひどい言葉をかけているところは見たことがない」(乙47の2)、「Cくんは、いじられているという感じ」(乙47の3)等の回答が散見されることが認められる。

b まず、本件いじめ行為のうち本件行為①～④は、CがクラスメイトからCのお腹の音が鳴ることについて愚痴を言われたり、椅子を引く音などの周囲の音を、Cのお腹の音と決め付けられて愚痴を言われたり、椅子を引く音などがした際に、クラスメイトからのど鳴らしをされていたというものである。本件生徒アンケート1及び本件生徒ヒアリングによれば、クラスメイトの多くは、これらCに対するクラスメイトの行為をからかい行為と見ていたようであるが、これらのいじめ行為により、Cが事案発生時のみならず、それ以降も長期にわたり心理的苦痛を継続して受けていたことは明らかである(前記(1)オ)。

c 次に、本件いじめ行為のうち本件行為⑤は、Cが本件小部屋に入ることをクラスメイトに面白がられて大勢で付いて来られたり、本件小部屋のドアを無理やり開けようとされたりしたというものであり、本件行為⑥は、Cがトイレに行っているときに、クラスメイトがCの鞆や机を漁ろうとしていたものであり、本件行為⑧は、Cが書いた暗号についてクラスメイトから「こいつやばい」などと言われたというものである。

この点、これらのうち本件行為⑤及び⑥については、Cは、本件各遺書、本件各メモ及び本件各ノートいずれにも書き残していない上、本件行為⑧については、暗号を書いたことの記載はあるが、クラスメ

イトから本件行為⑧を受けたことは、本件各遺書、本件各メモ及び本件各ノートいずれにも書き残されていないものの、行為の性質・内容からみて、Cに対し一定の心理的苦痛を与えるものであったことも明らかである。

- 5 (エ) しかしながら、本件いじめ行為は、Cが高校2年進級後に自死したことも相まって、客観的にみた場合、当時のCの年齢等を踏まえても、それ自体が直ちに自死に繋がるようないじめ行為とは、多分に様相を異にするものと評価でき、殊に自死という事態との法的因果関係の有無の検討に当たっては、本件いじめ行為による心理的負荷の強弱以外に、本件
10 いじめ以外の出来事等が影響した可能性を無視し難いところがある。

イ 本件いじめ行為以外の要因の有無について

- (ア) そこで、本件いじめ行為以外の要因の有無等につき検討すると、Cは、本件各遺書の中で、自死する理由について、「死因 いじめなどでは決してない ただ自己嫌悪、自暴自棄」(甲23)、「プレッシャー緊張でおい
15 こまれたような感じ。いつ死んでもおかしくはなかった・・・(小学6年生以降)」(甲23)、「ストレス、運動不足、成績不振、嫌な体のづくり・・・この世に神様がいたら、ひとりがこんなに苦しむことなんてない。」(甲24)、「家柄的にも、不登校にもなれず、相談するような人もおらず、第一コミュニケーション能力もなかった。学校にいくたびにトラウマの
20 如く頭痛がする。いままでの自分が中3の時から崩れ始めた。今が一番苦しい。昔のように友達と話す機会も減り、disられるのを恐れ、鼻息や呼吸が荒く、緊張し、つばがたまる。手も足も体も頭も自分ではないのにすごく震える。家に到く(ママ)と、ため息やひとり事(ママ)が増え、頭痛もする。どこか誰ひとりぼくを見てない場所に行きたい。」
25 (甲25)などと記載している。

- (イ) そこで検討すると、原告Aの供述によれば、上記各記載のうち「小学

6年生以降いつ死んでもおかしくなかった」との部分は、Cが東中に不合格となったことを指すものと認められる。

前記1(2)で認定したとおり、D中学入学時、東中を受験していたCは、東高への進学を強く意識しており、中学3年時には、東高を受験するか、
D高校に内部進学するか、相当迷っていた（前記1(6)ア）。Cは、結果
的には東高を受験せず、D高校に内部進学したが、東高を受験すること
を視野に入れてD中学に入学していたこと（前記1(2)ウ）に加え、その
後、原告ら家族に対し、Cが東高をうらやむような愚痴をこぼしていた
こと（前記1(9)オ）などからすれば、D中学及びD高校への進学は、C
の第一志望とは異なる進路であったことが認められる。この点、仮に、
Cが東高を受験した場合には、D高校の進学コースのうちトップクラス
に位置づけられていたS3クラスへの内部進学の資格を失うものであり
（証人E）、このことからすれば、中学3年時の高校進路の選択は、Cに
とって、相当葛藤のある苦渋の決断であったことが容易に推認される。

（ウ） また、「成績不振」との部分についても、原告らは、高校進学後のCは、
D高校の進学コースのうちトップクラスであるS3クラスに所属し、高
校1年時の成績は、オール5と中学3年時よりも向上していた旨主張す
るが、当該主張は、直ちに採用することができない。

かえって、高校進学後のCの成績は、確かに、絶対評価である学内の
成績評価上は優秀層ではあったが、成績順位は下がっていた（前記1(9)
イ）。また、授業中に教員から当てられてもCが答えられないことも目立
っていた（前記1(9)ウ、乙47の5、同6、同9）。これらのことにつ
いて、中学時代はトップクラスの成績優秀者であったCが挫折感を抱い
たことも想像に難くない。教員らのCに対する見方も、中学時代とは様
変わりしており、Cは、高校進学後、複数の教員から頻繁に注意や指導
を受けるようになっていた（前記1(10)ア）。Cが「(先生から)目を付

けられている」とクラスメイトに話したこと（同）からすると、このことについてCに戸惑いがあったことは容易にうかがわれるほか、一部の注意及び指導については、Cが理不尽さを感じていたことさえ認められる（前記1(10)イ）。

5 (エ) 学業面については、このほかにも、九州大学への進学を強く希望していたCは、一方では、家庭学習時間が足りない旨、クラス担任のG教諭から指摘されることがしばしばあり（前記1(9)ウ）、他方では、原告ら家族に対しては、宿題がとて多いと愚痴ったり、家に帰ってまで勉強の話をしたくないと怒ったりすることがあり（前記1(9)オ）、思うよう
10 に進まない勉強に対するCの焦りやプレッシャーが推認される。

また、前記1(9)ア及びカで認定したとおり、高校1年時、Cは、小学生以来の志望校であった九州大学のオープンキャンパスを訪れるなどして受験に備える一方で、目安偏差値が九州大学より下回る九州工業大学の名前も志望校のひとつとして挙げるようになっていた。高校進学後、
15 学内の定期試験以外にも学外の統一模擬試験を複数回受験し、学年通信などでは、志望大学の目安偏差値が示されるなどする中で（前記1(9)エ）、Cは、迫りつつある大学受験についても、悩みと焦燥感を抱えていたものと推認される。

20 (カ) 更に、Cは、本件遺書3に「家柄的にも、不登校にもなれず、相談するような人もおらず、第一コミュニケーション能力もなかった。」などと記載しているが（甲25）、この点については、高校1年時、Cが授業の合間の休憩時間に他の生徒が誰も行かない4階フロアに行って1人で過ごすことが度々あったことも認められ（前記1(8)ウ）、高校進学後も、教室に居場所がないような心理状態であったことが容易に推認される。

25 (カ) 以上によれば、中学3年時から高校進学後にかけてのCには、進路の悩み、学業面での焦りやプレッシャー、人間関係上の疎外感など様々な

苦悩が相当程度存在したことが認められる。

ウ 小括

(ア) 前記アで検討したとおり、本件いじめ行為は、客観的にみた場合、当時のCの年齢等を踏まえても、それ自体が直ちに自死に繋がるようないじめ行為とは、多分に様相を異にするものであった。Cが、高校進学後

(イ) そして、前記イで検討したとおり、中学3年時から高校進学後にかけてのCには、本件いじめ行為以外にも様々な心理的負荷を受ける要因があった。殊に、Cが前記イ(ア)記載のとおりの内容の本件各遺書を遺していることからすると、Cは、中学3年時の本件いじめ行為に起因する音に対する過敏な心理状態や孤立感のみならず、中学3年時から高校進学後にかけてのCを取り巻く様々な複雑な要因が相互に作用し合って本件自死に至ったものと認めるのが相当である。

(ウ) そうすると、Cについては、本件いじめ行為のみならず、本件いじめ行為以外の他の複数の要因により、いじめ行為が認められない高校1年時から2年時にかけて、Cの精神状態が自殺に追い込まれるまで悪化したという可能性も払拭することができないというべきである。

(エ) 以上によれば、本件自死は、本件いじめ行為によって通常招来される事態であるとはいえない。

したがって、本件自死に係る損害（Cの死亡慰謝料）は、通常生ずべき損害（民法416条1項）とはいえず、特別の事情（本件自死）によって生じた損害に当たるといえるべきであるから、当事者がその事情を予見すべきであったときに限って賠償責任を肯定するのが相当である（同条2項）。

(オ) なお、前判示のとおり、高校進学後におけるCに対するいじめ行為の

存在は認められない。

しかしながら、仮に、高校進学後のCに対し「のどならし」等のいじめ行為がクラスメイトから行われていたものとしても、その行為の内容及び頻度（仮に、いじめ行為が認められたとしても、中学3年時とは異なり、高校進学後にもCが頻繁にいじめ行為を受けていたものとは認められない。高校進学後のCに対するいじめ行為が一部認定されている本件報告書においても、同旨の結論である。本件報告書19頁参照）に照らせば、上記結論は左右されない。

(3) Cの本件自死に関する予見可能性について

ア 前判示のとおり、Cは、中学3年時の本件いじめ行為に起因した音に対する過敏な心理状態や孤立感のみならず、中学3年時から高校進学後にかけてのCを取り巻く様々な複雑な要因が相互に作用し合って本件自死に至ったものであるところ（前記(2)ウ）、Cが本件いじめ行為を受けていた中学3年時の本件学校の教員らにおいて、このような将来の事情までを含み得るCを取り巻く上記様々な要因を予測した上で、Cの精神状態が自殺に追い込まれるまでに悪化することを予見することは、そもそも困難であったと認められる。

イ また、仮に、被告において適切に安全配慮義務が履行されていれば、本件学校の教員においては、中学3年時のCに対する本件いじめ行為の存在を把握でき、いじめを受けたことによるCの心理状態の悪化等の情報を適切に高校に引き継ぐことで、本件学校においては、Cの心理状態に応じたきめ細かな対応を取る余地があったのに、これが取られなかったこと（証人G）をもって安全配慮義務違反の内容とみる余地があるとしても、Cが高校進学後についても、本件学校の教員らにおいては、C自身、あるいは原告ら保護者からの申告等があれば別段、そうでない限り、Cを取り巻くこのような複雑な要因をすべからず把握することは困難であったと認め

られる。

そして、日頃からCを身近で最もよく観察していた原告ら家族でさえ、Cが中学3年時のみならず、高校進学後についても、Cの様子に特段変わった点は見受けられず、異変を全く感知できなかったのもであって（前記1
5 (12))、本件学校の教員らは、C自身からも、原告ら保護者からも、自死の前兆とみるべき異変について何らの申告等を受けていなかったものであるから、ましてや本件学校の教員らにおいて、安全配慮義務を果たすことで認識し得た中学3年時のいじめの内容やCの心理状態等からCの本件自死を予見することは、極めて困難であったといわざるを得ない。

10 (4) 以上によれば、被告の安全配慮義務違反と本件自死との間に相当因果関係があるとは認められず、本件学校の教員においてCの本件自死につき予見可能であったとも認められないから、被告は、Cの死亡に係る損害については責任を負わない。

5 争点4（Cの損害額）について

15 (1) 慰謝料 300万円

ア 前記4のとおり、本件自死と被告の安全配慮義務違反との間には相当因果関係を認めることができず、被告がCの本件自死を予見可能であったとも認められない。Cの死亡慰謝料の請求は理由がない。

イ しかしながら、被告が、いじめ早期発見体制構築義務及びいじめ適正対処義務を果たしていれば、少なくとも本件いじめ行為の一部は未然に防止
20 することができ、かつ、CがD中学の3年生の頃に抱いていた心理的苦痛は、一定程度緩和されたものと認められる。当時のCが抱いていた心理的苦痛の程度及び内容に加え、その原因や本件学校の対応、殊に本件学校においては本件基本方針等が全く周知徹底されていなかったこと等を含む
25 被告の安全配慮義務違反の態様など本件に表れた一切の事情を斟酌すると、Cの精神的苦痛に対する慰謝料額は300万円とするのが相当である。

ウ なお、原告らは、スポーツ振興センターから死亡見舞金として2800
万円の支給を受けている。センター法31条1項によれば、学校の設置者
が国家賠償法、民法その他の法律による損害賠償の責めに任ずる場合にお
いて、免責の特約を付した16条1項の災害共済給付契約に基づきスポー
ツ振興センターが災害共済給付を行ったときは、同一の事由については、
当該学校の設置者は、その価額の限度においてその損害賠償の責めを免れ
るものと規定されている。

しかし、前記認定の慰謝料は、被告の安全配慮義務違反によりCがその
生前に被った精神的苦痛に対するものであり、これと上記死亡見舞金の支
給の原因となったCの死亡による損害との間に「同一の事由」の関係があ
るということとはできない。

したがって、原告らに対して支給された死亡見舞金をもって前記慰謝料
を填補するものとしてその額を控除することはしない。

(2) 弁護士費用 30万円

前記(1)の慰謝料額の1割である30万円が、被告の安全配慮義務違反と相
当因果関係のある弁護士費用であると認める。

(3) 合計 330万円

以上によれば、Cの被告に対する安全配慮義務違反と相当因果関係のある
損害の合計額は330万円であり、原告らは、Cの上記損害賠償請求権を相
続により2分の1ずつ各165万円を相続したものと認められる。

6 争点5（原告らの心情に対する被告の配慮義務違反等の有無）について

(1) 調査報告義務違反について

ア 被告は、平成29年5月9日にD高校の在校生のうち一部に対し本件被
告アンケートを実施し、その後、原告らの要望を受けて、平成29年7月
24日、本件委員会を設置し、本件被告アンケートの結果を提供したこと
が認められる（前記1(15)及び(16)）。

イ 原告らは、被告が本件被告アンケートの結果を秘匿し続けたとして、被告が遺族である原告らに対して負う調査報告義務に違反したと主張する。

しかしながら、前記のとおり、被告は、本件被告アンケートを本件委員会に提出しており、本件委員会において詳細な調査結果が報告されることが予定されていたものであるから、被告が本件被告アンケートを秘匿したとか、本件いじめ行為を隠蔽したなどの指摘は当たらない。

ウ また、原告らは、本件被告アンケートの結果について、本件学校が「何も出なかった」と虚偽の事実を原告らに告げたとも主張するが、本件の全証拠によっても、本件学校の教員が原告ら指摘の事実を告げたと認めるには足りない。

エ 以上に加え、被告が、原告らの要望を受けて本件委員会を立ち上げ、調査を尽くさせるなどしたことからすれば、本件報告書が取りまとめられた後の被告の対応については、一方において、被告が今なお本件報告書の内容を受け入れておらず、他方において、被告が独自の調査を尽くすなどしてCの本件自死を総括することをしていないこと（証人E）について非難の余地があり得るものとしても、被告に調査報告義務違反があるとまでは認められず、原告らの主張には理由がない。

(2) 誠実対応義務違反について

ア E教頭と原告らは、平成29年4月21日以降、マスコミ関係者からD高校に本件自死についての調査等に関する問い合わせがあったことを踏まえ、マスコミ対応も含めてCの死因の公表の方法や内容及び時期を話し合ったことが認められる（前記1(14)及び(15)）。

イ この点、原告らは、被告が遺族である原告らに対して負う誠実対応義務に違反したとして、上記話し合いがされた平成29年4月27日、E教頭が、マスコミが騒いでいるため突然死にした方がいいかもしれない、同月28日にも、遺族が望めば転校ということにもできると述べて、本件自死

自体の隠蔽を勧めてきたと主張し、原告A本人も、これに沿う供述をする
とともに、同月27日のE教頭の発言はあまりに衝撃的な言葉だったので、
新聞広告の裏に、「突然死、17時10分」と記載した旨具体的に供述する。

これに対し、被告は、E教頭の発言を否認するも、平成29年4月27
日、「突然死、転校などの話をしましたが今はですね」とE教頭が述べたこ
とは認め、これは、昔は突然死などの事実で繕うこともあったが、いつか
は公表しなくてはならないという趣旨であると主張し、E教頭は、陳述書
(乙76)及び当裁判所における証人尋問において、平成29年4月28
日に電話で、原告Aが、突如、突然死というのも変ですし、公表の仕方も
考えないといけないと話してきたが、何も答えなかったと供述し、突然死
や転校を勧めたことを否定する。

ウ しかしながら、当時、原告らは、本件学校にマスコミからの防波堤とし
て間に立つよう要望していたことが認められ(前記1(4)エ)、このような状
況において本件自死の公表の在り方を話し合う際に、E教頭から死因につ
いて突然死や転校というワードが出ており、原告Aも、突然死も変ですね
などと、突然死による公表方法について検討していたことがうかがえる発
言をしていることを踏まえると、E教頭が、突然死や転校という方法もあ
り得る旨、原告らに提案したという原告Aの供述は、自然で、かつ、当時
の状況や文脈によく整合する。加えて、新聞広告の裏に突然死と記載した
という具体的なエピソードも交えて供述し、現に、裏面に「4/27 木」
「突然死」と記載のある新聞広告(甲84)が証拠として提出されたこと
も踏まえると、原告Aの供述は、相応に信用できる。他方で、被告は、E
教頭が「突然死、転校などの話をしましたが今はですね」などと供述した
ことは認めるものの、趣旨が曖昧であるし、突然死や転校などの話をしま
したと述べるものの、それ以前にどういう話があったかも判然とせず、俄
かに措信し難い。

以上によれば、平成29年4月27日及び同月28日に、E教頭が原告Aに対し、死因について、突然死や転校という方法もあり得る旨、提案したことが認められる。

エ この点、E教頭の提案は、確かに、本件自死を突然死や転校などと偽ることを提案するもので、遺族である原告らの心情を慮ると不適切なものであったといわざるを得ない。しかしながら、本件遺書3には「マスコミにかぎつかれないようにして」などと本件自死がマスコミに知られることを憂慮する記載がされており（前提事実(3)ア(ウ)）、原告らもCの本件自死が公表されることを望まない姿勢を示していたのであって、当時、マスコミから本件自死について追及されていたE教頭が、原告らの要望を受けて、原告らをマスコミから守らなければならないという姿勢であったこと（前記1(14)エ）に照らすと、E教頭の突然死や転校という方法の提案には、原告らをマスコミの追及から守るという原告らを気遣っての言動という側面もあったことがうかがわれ、もっぱら事態の隠蔽を図るという違法・不当な目的に出たものであるとまでは認められない。

そうすると、遺族である原告らに対する誠実対応義務に違反するような言動であったとまでは認められない。

オ また、原告らは、E教頭が、平成29年5月の段階では、Cに対するいじめが原因であることを認める発言をしていたにもかかわらず、私立学校を所轄する長崎県学事振興課に対しては「いじめが原因ではない」と報告する等の態度を示したとも主張する。

確かに、E教頭は、平成29年5月6日の原告らとの面談に際して、原告Aから本件をいじめと捉えているかと質問され、「これはいじめでしょうね。」「私たちは生徒に言うときに、相手がいじめだと認識したらそれはいじめだと言っている」と話し、原告Bが、長崎県の学事振興課へは、いじめが原因で亡くなったと報告するかと尋ねたのに対し、本件各ノートの

うちのいずれかの記載部分を指さして、「これがでたらそうです」と答えたことが認められる（甲 65）。

しかしながら、この発言は、本件委員会による調査が行われる前にされたものであること等からすれば、被告の組織的な判断を示したものであるというよりは、本件各ノートの内容を踏まえたその時点におけるE教頭の個人的な所感を述べたものであるということが出来る。その後、被告は、本件報告書の内容には納得できない部分があるとして、本件自死の原因がいじめであることを認めない態度を取るに至ったことが認められ、原告らが被告のこのような対応が一貫しないものであると感じることは十分首肯できるものの、被告として本件報告書の内容に疑問が残ると判断する以上、本件自死の原因を争うこと自体はやむを得ないものというほかなく、長崎県学事振興課に対して、被告がCの本件自死の原因がいじめでないと報告したとしても、そのことをもって、誠実対応義務に違反する違法な対応であると認めることはできない。

カ 以上によれば、原告らの主張はいずれも理由がない。

(3) 本件給付請求協力義務違反について

ア 原告らは、被告が遺族である原告らに対して負う誠実対応義務の一環として、本件給付の制度内容を説明するとともに被告が本件給付の請求に協力する義務を負うところ、被告が本件給付の請求に協力しなかったと主張する。

イ ところで、センター法に基づく災害共済給付（本件給付）は、学校の管理下における児童生徒等の災害につき、学校の設置者が、児童生徒等の保護者の同意を得て、当該児童生徒等についてセンターとの間に締結する災害共済給付契約により行うものであるが（センター法16条1項）、災害共済給付契約に係る生徒又は学生が自己の故意の犯罪行為により、又は故意に、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該負傷、疾病若しく

は死亡又は当該負傷をし、若しくは疾病にかかったことによる障害若しくは死亡に係る災害共済給付は行われたい（センター法施行令 3 条 7 項本文）。

5 ウ もっとも、センター法施行令 3 条 7 項ただし書きによれば、当該生徒又は学生が、いじめその他の当該生徒又は学生の責めに帰することができない事由により生じた強い心理的な負担により、故意に死亡したときは、この限りでないといわれている。これによれば、生徒が故意に死亡したときでも、いじめによる強い心理的負荷により死亡した場合には、本件給付の対象となるものの、被告は、本件報告書の内容が、具体的事実関係の裏付け
10 が示されないまま中学 3 年時以降の C に対するいじめが本件自死の主たる要因であると断定されるなど全体的に説得力を欠く納得できないものであることを理由に、被告の判断として本件報告書の内容を受け入れておらず、被告が本件給付の請求手続を行うことは、C の本件自死の原因がいじめであることを被告が認めることになるとの理由で、本件給付の請求は
15 できないと回答したことが認められる（前記 1 (19)イ）。

エ 以上によれば、被告が本件給付の請求をしなかったことには相応の理由があったものと認められる。その後、被告が、原告らに対し、独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方法書 2 6 条 2 項の規定に基づく保護者等による請求方法につき手続教示していることからしても、被告の対応
20 が誠実対応義務に違反するものであったとはいえず、原告らの主張はいずれも理由がない。

(4) 調査結果尊重義務違反について

ア 原告らは、被告が、本件報告書の内容を受け入れるべきであるにもかかわらず、これを受け入れず、もって遺族の支援を行うとともに再発防止等の対策を推進すべき調査結果尊重義務に違反していると主張する。
25

イ しかし、前判示のとおり、被告としては、本件報告書の内容が、全体的

に説得力を欠く納得できない内容であると判断したものであるところ、Cの本件自死に関しては、その直前に、それ自体から直ちに生徒の自死に繋がるようないじめ行為が外形的に確認されていなかったことや、C自身が自ら残した本件遺書1において「死因 いじめなどでは決してない」などと書き残していることなどの事情があったことが認められる。

また、前判示のとおり、本件いじめ行為とCの本件自死との間には事実的因果関係は認められるものの、相当因果関係があるとまではいえないことなどの事情を踏まえると、学校事故に関し、第三者委員会を設置した学校の設置者等において、同委員会の調査結果を尊重すべき義務があるかはともかく、本件において、被告が独自の判断をもって本件自死の原因がいじめであることを争うことが違法とまではいえない。

ウ したがって、原告らの主張には理由がない。

(5) 小括

以上によれば、学校法人がその生徒の遺族との間で原告らの主張するような特別な社会的接触関係に基づき遺族の心情に対する配慮義務を負い得るとしても、被告にその配慮義務違反は認められない。したがって、その余の争点について判断するまでもなく、原告らの請求のうち、同義務違反を理由とする損害賠償請求部分及び名誉回復措置（謝罪文の掲載）請求部分は、いずれも理由がないことに帰着する。

第4 結論

よって、原告らの請求は、主文の限度で理由があるから当該限度で認容し、その余の請求は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

長崎地方裁判所民事部

裁判官

藤 田 直 規

裁判官 簀 野 拓 輝

5

裁判長裁判官松永晋介は、差支えにつき、署名押印することができない。

10

裁判官 藤 田 直 規

(別紙)

謝罪文目録

1 掲載場所

学校法人D学園ホームページ：「みなさまへ」の項目の冒頭部分

5 2 掲載条件

(1) 掲載期間

判決確定の日の2週間後から、1年間。

(2) 文字の大きさ

タイトル及び記名は14ポイント、その余の部分は9ポイント

10 3 謝罪文の内容

(1) タイトル

報告とお詫び

(2) 本文

当学園及び当校の校長以下教員は、下記の事項を認めるとともに約束し、
当学園等が、これらに反した対応をしたことによって、C君のご遺族の心情
を深く害したことに對し謝罪する。

記

① 本校において、いじめ防止対策推進法が定めるいじめの防止、いじめの
早期発見及びいじめへの対処のための体制及び環境の整備ができていな
かったこと。

② この結果、C君に対するいじめが長期間継続したにもかかわらず、教員
が発見できず、教員への不信から、C君自身はもとよりいじめを認識して
いた他のクラスメイトも教員に対し、いじめがあることを申告できなかった
こと。

③ C君の自死の原因がいじめであること。

④ 当学園及び当校校長以下教員が、以上の事実に向き合わず、本件委員会

の報告書を受け入れないという態度を取ったことは、教育機関としてはあ
るまじき行為であること。

⑤ 今後、C君の自死を教訓として、当校において、いじめ防止対策推進法
の徹底を期して、いじめの予防等に全力を尽くすこと。

5 ⑥ 万が一、本件と同様にいじめ自死の事案が生じた時には、同法及びいじ
めの重大事態の調査に関するガイドライン等の記載に従って、遺族に対し、
誠実に対応し、事実関係に対する調査結果を速やか且つ正確に報告・説明
すること。

年 月 日

10

学校法人D学園

代表者理事長 L

D高等学校校長 E

以上

(別紙)

関係法令の定め

第1 いじめ防止対策推進法（以下「いじめ防止法」という。）

(目的)

5 第一条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国
10 及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

15 (定義)

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

20 2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、
25 未成年後見人）をいう。

(いじめ防止基本方針)

第十一条 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

5 2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

10 (学校いじめ防止基本方針)

第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

15 (いじめの早期発見のための措置)

第十六条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制
20 の整備に必要な施策を講ずるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家
25 庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の
権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

(いじめに対する措置)

第二十三条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、
5 いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。
10

(略)

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
15

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
20

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
25

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、

同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

第2 独立行政法人日本スポーツ振興センター法（以下「センター法」という。）

5 （目的）

第一条 この法律は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

（センターの目的）

10 第三条 独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）は、スポーツの振興及び児童、生徒、学生又は幼児（以下「児童生徒等」という。）の健康の保持増進を図るため、その設置するスポーツ施設の適切かつ効率的な運営、スポーツの振興のために必要な援助、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園又は
15 専修学校（高等課程に係るものに限る。）（第十五条第一項第八号を除き、以下「学校」と総称する。）の管理下における児童生徒等の災害に関する必要な給付その他スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供等を行い、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

20 （業務の範囲）

第十五条 センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

（略）

七 学校の管理下における児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）につき、当該児童生徒等の保護者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六条に規定する保護者をいい、同条に規定する保護者のない場合にお
25 ける里親（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号

の規定により委託を受けた里親をいう。)その他の政令で定める者を含む。以下同じ。)又は当該児童生徒等のうち生徒若しくは学生が成年に達している場合にあっては当該生徒若しくは学生その他政令で定める者に対し、災害共済給付(医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給をいう。以下同じ。)を行うこと。

5 (略)

(災害共済給付及び免責の特約)

第十六条 災害共済給付は、学校の管理下における児童生徒等の災害につき、学校の設置者が、児童生徒等の保護者(児童生徒等のうち生徒又は学生が成年に達している場合にあっては当該生徒又は学生。次条第四項において同じ。)の同意を得て、
10 当該児童生徒等についてセンターとの間に締結する災害共済給付契約により行うものとする。

2 前項の災害共済給付契約に係る災害共済給付の給付基準、給付金の支払の請求及びその支払並びに学校の管理下における児童生徒等の災害の範囲については、政
15 令で定める。

(略)

(損害賠償との調整)

第三十一条 学校の設置者が国家賠償法(昭和二十二年法律第百二十五号)、民法
20 (明治二十九年法律第八十九号)その他の法律(次項において「国家賠償法等」という。)による損害賠償の責めに任ずる場合において、免責の特約を付した第十六条第一項の災害共済給付契約に基づきセンターが災害共済給付を行ったときは、同一の事由については、当該学校の設置者は、その価額の限度においてその損害賠償の責めを免れる。

25 2 センターは、災害共済給付を行った場合において、当該給付事由の発生につき、国家賠償法等により損害賠償の責めに任ずる者があるときは、その給付の価額の限

度において、当該災害に係る児童生徒等がその者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

(時効)

5 第三十二条 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から二年間行わないときは、時効によって消滅する。

第3 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成31年4月26日号外政令第161号による改正前のもの。以下「センター法施行令」という。）

10 (災害共済給付の給付基準)

第三条 法第十五条第一項第七号に規定する災害共済給付（以下この章において単に「災害共済給付」という。）の給付金の額は、次の各号に掲げる給付の種類ごとに、当該各号に定める額とする。

(略)

15 三 死亡見舞金 二千八百万円（第五条第一項第四号に掲げる死亡（同条第二項第四号に掲げる場合に係るものに限る。）及び同条第一項第五号の文部科学省令で定める死亡に係る死亡見舞金にあつては、千四百万円）

(略)

7 センターは、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）、高等専門学校及び専修学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二百二十四条に規定する専修学校をいい、同法第二百二十五条第一項に規定する高等課程に係るものに限る。以下同じ。）の災害共済給付については、災害共済給付契約に係る生徒又は学生が自己の故意の犯罪行為により、又は故意に、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該負傷、疾病若しくは死亡又は当該負傷をし、若しくは疾病にかかったことによる障害若しくは死亡に係る災害共済給付を行わない。ただし、当該生徒又は学生が、いじめ（いじめ防止対策推進法（平成

20

25

二十五年法律第七十一号) 第二条第一項に規定するいじめをいう。)、体罰(学校教育法第十一条ただし書(同法第百三十三条第一項において準用する場合を含む。))に規定する体罰をいう。)その他の当該生徒又は学生の責めに帰することができない事由により生じた強い心理的な負担により、故意に負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、この限りでない。

(略)

(給付金の支払の請求及びその支払)

第四条 災害共済給付の給付金の支払の請求は、災害共済給付契約に係る学校の設置者が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、災害共済給付契約に係る児童生徒等の保護者(法第十五条第一項第七号に規定する保護者をいう。以下同じ。)又は当該児童生徒等のうち生徒若しくは学生が成年に達している場合にあっては当該生徒若しくは学生は、自ら前項の請求をすることができる。この場合において、当該請求は、当該災害共済給付契約に係る学校の設置者を經由して行うものとする。

(略)

4 センターは、第一項又は第二項の規定による給付金の支払の請求があったときは、当該請求の内容が適正であるかどうかを審査して、前条に規定するところにより、その支払額を決定するものとする。

5 センターは、前項の規定により支払額を決定したときは、速やかに、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める者を通じて、当該各号に定める児童生徒等の保護者又は当該児童生徒等のうち生徒若しくは学生が成年に達している場合にあっては当該生徒若しくは学生に対し、給付金の支払を行うものとする。

(略)

三 私立の学校の児童生徒等の災害に係る給付金の支払 当該学校を設置する学校法人の理事長(学校法人以外の者が設置する学校にあっては、当該学校の設置者が

団体であるものについては当該団体の代表者、当該学校の設置者が団体でないものについては当該設置者)

(略)

5 (学校の管理下における災害の範囲)

第五条 災害共済給付に係る災害は、次に掲げるものとする。

一 児童生徒等の負傷でその原因である事由が学校の管理下において生じたもの。
ただし、療養に要する費用が五千円以上のものに限る。

10 二 学校給食に起因する中毒その他児童生徒等の疾病でその原因である事由が学校の管理下において生じたもののうち、文部科学省令で定めるもの。ただし、療養に要する費用が五千円以上のものに限る。

三 第一号の負傷又は前号の疾病が治った場合において存する障害のうち、文部科学省令で定める程度のもの

15 四 児童生徒等の死亡でその原因である事由が学校の管理下において生じたもののうち、文部科学省令で定めるもの

五 前号に掲げるもののほか、これに準ずるものとして文部科学省令で定めるもの

2 前項第一号、第二号及び第四号において「学校の管理下」とは、次に掲げる場合をいう。

20 一 児童生徒等が、法令の規定により学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合

二 児童生徒等が学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けている場合

三 前二号に掲げる場合のほか、児童生徒等が休憩時間中に学校にある場合その他校長の指示又は承認に基づいて学校にある場合

四 児童生徒等が通常の経路及び方法により通学する場合

25 五 前各号に掲げる場合のほか、これらの場合に準ずる場合として文部科学省令で定める場合

以上